

一箇ノ酒造組合中央會ヲ設置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ酒造組合聯合會ナキ道府縣ニ付テハ道府縣ヲ一區域トスル酒造組合ヲ以テ酒造組合聯合會ト看做ス

第六條ノ五 酒造組合中央會ヲ設置セムトスルトキハ酒造組合聯合會及前條ノ酒造組合三分ノ二以上ノ同意ヲ得創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第六條ノ六 酒造組合中央會設置ノ認可アリタルトキハ酒造組合聯合會及第六條ノ四ノ酒造組合ハ當然其ノ會員ト爲ル

第六條ノ七 第五條ノ二第一項及第四項ノ規定ハ酒造組合聯合會及酒造組合中央會ニ之ヲ準用ス

第七條 酒造組合、酒造組合聯合會及酒造組合中央會ハ法人トス

第八條 酒造組合、酒造組合聯合會又ハ酒造組合中央會ノ定款ノ變更ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 酒造組合、酒造組合聯合會又ハ酒造組合中央會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第九條ノ二 政府ハ酒造組合、酒造組合聯合會又ハ酒造組合中央會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ、經費ノ豫算又ハ其ノ徵收方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ酒造組合、酒造組合聯合會又ハ酒造組合中央會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法令若ハ定款ノ規定ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ、其ノ行爲ヲ制止シ、役員ノ改選ヲ命シ又ハ組合、聯合會若ハ中央會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第十一條 本法ニ規定スルモノノ外酒造組合、酒造組合聯合會及酒造組合中央會ニ關スル事項ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第十二條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 酒造稅法ニ依リ設立シタル酒造組合ハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ酒造組合ニシテ其ノ區域内ニ於ケル酒類ノ製造者各種毎ニ三分ノ二以上ヨリ成立スルトキハ同區域内ニ於テ未タ組合ニ加入セザル同種酒類ノ製造者ハ本法施行ノ日ヨリ當然組合員ト爲ル

附則

(昭和四年法律第五十四號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前酒造組合法ニ依リ設置シタル道府縣ヲ一區域トスル酒造組合聯合會ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ區域内ニ於ケル酒造組合三分ノ二以上ヨリ成立ルモノハ本法ニ依リ設置シタルモノト看做シ其ノ區域内ニ於ケル酒造組合ハ本法施行ノ日ヨリ當然其ノ會員ト爲ル

第五條ノ二第二項乃至第四項及第六條ノ七ノ規定ハ本法施行前ニ分賦シタル經費及本法施行前ニ生シタル原因ニ基ク過怠金ニ之ヲ適用セス

○酒造組合法施行規則

(明治三十八年一月一日勅令第八號)

改正 昭和四年四月十三日勅令第六十六號

酒稅 酒造組合法施行規則

第一條 酒造組合法ニ依リ酒造組合ヲ設置セムトスルトキハ五名以上ノ同業者ニ於テ其ノ組合ノ區域及酒類ヲ定メ發起ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第二條 酒造組合設立發起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ其ノ組合ノ區域内ニ於ケル同業者ニ左ノ事項ヲ通知シ組合設置ノ同意ヲ求ムヘシ

一 組合ノ名稱、區域及酒類

二 組合員タルヘキ者ノ數但シ各種酒類毎ニ之ヲ區別スヘシ

三 組合事業ノ概目

四 創立費及經費ノ概算

五 同意表示ノ形式及期間

第三條 法定ノ同意者アリタルトキハ發起人ハ定款ヲ作り遲滞ナク創立總會ヲ召集スヘシ

創立總會ヲ召集スルトキハ少クとも二週間前ニ會議ノ目的、日時及場所ヲ組合員タルヘキ者ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ

前項ノ通知ニハ定款ヲ添附スヘシ

第四條 定款ハ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトヲ得ス但シ二種以上ノ酒類製造者組合員タルヘキ場合ニ於テハ各種酒類製造者毎ニ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五條 創立總會ニ於テハ組合員タルヘキ者ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ他ノ組合員タルヘキ者ニ

委任シテ其ノ表決權ヲ行フコトヲ得

第六條 創立總會ヲ終リタルトキハ發起人ハ法定ノ同意者アリタルコトヲ證スル書類、定款及創立總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ組合設置ノ認可申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第七條 創立總會ニ於テハ其ノ議定シタル定款ノ規定ニ從ヒ役員ヲ選舉シ又ハ經費ノ豫算並徴收方法ヲ議定スルコトヲ得

第八條 發起人發起ノ認可アリタル後六箇月以内ニ組合設置ノ認可ヲ申請セサルトキ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ發起ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條 酒造組合法ニ依リ酒造組合聯合會ヲ設置セムトスルトキハ二以上ノ酒造組合ニ於テ發起ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第十條 酒造組合聯合會設立發起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ其ノ聯合會ノ區域内ニ於ケル酒造組合ニ左ノ事項ヲ通知シ聯合會設置ノ同意ヲ求ムヘシ

一 聯合會ノ名稱

二 會員タルヘキ酒造組合ノ數

三 聯合會事業ノ概目

四 創立費及經費ノ概算

五 同意表示ノ形式及期間

第十條ノ二 第三條及第五條乃至第八條ノ規定ハ酒造組合聯合會ニ之ヲ準用ス

- 第十條ノ三 酒造組合聯合會ノ定款ハ會員タルヘキ酒造組合ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトヲ得ス
- 第十一條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會ノ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ
- 第十二條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ酒造組合聯合會ノ定款ニハ第三號、第十二號及第十三號ノ記載ヲ要セス
- 一 名稱
 - 二 區域
 - 三 酒類
 - 四 事務所ノ所在地
 - 五 事業
 - 六 役員ノ權限及其ノ選任、解任ニ關スル規定
 - 七 總會召集ノ方法
 - 八 會議ノ方法
 - 九 經費ノ負擔及其ノ徵收方法
 - 十 定款違反者處分ノ方法
 - 十一 定款ノ變更ニ關スル手續
 - 十二 酒類製造者ノ造石稅納付ヲ擔保スル場合ニ於ケル決議方法

- 十三 酒造稅法施行規則第三十一條第一項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル處分方法
 - 十四 加入及脫退ニ關スル規定
 - 十五 解散ニ關スル規定
- 定款ニハ前項各號ニ掲クルモノノ外酒造組合又ハ酒造組合聯合會ニ於テ必要トスル事項ヲ記載スルコトヲ得

第十三條 定款ノ變更ヲ議定シタルトキハ認可申請書ニ其ノ變更シタル定款及變更ノ理由書ヲ添附シ地方長官ニ提出スヘシ

第十四條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

組合長又ハ聯合會長

一名

評議員

若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

組合長ハ組合員中ヨリ、聯合會長ハ聯合會ヲ組織スル酒造組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第十五條 組合長又ハ聯合會長ハ酒造組合又ハ酒造組合聯合會ヲ代表シ之ヲ統轄ス

組合長又ハ聯合會長故障アルトキハ定款ノ規定ニヨリ他ノ役員之ヲ代理ス

評議員ハ組合長又ハ聯合會長ノ諮詢ニ應シ又ハ定款ノ規定ニ依リ組合又ハ聯合會ノ事務ノ一部ヲ

分掌ス

第十六條 組合長又ハ聯合會長ノ解任アリタルトキ及他ノ役員ノ選任又ハ解任アリタルトキハ酒造組合又ハ酒造組合聯合會ヨリ其ノ氏名ヲ地方長官及稅務監督局長ニ報告スヘシ

第十七條 組合又ハ組合聯合會ニ於テ定款ノ執行ニ關スル規則ヲ設ケタルトキハ其ノ都度地方長官及稅務監督局長ニ報告スヘシ

第十八條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會ハ定款ノ規定ニ依リ組合員ノ製品ヲ検査スルコトヲ得

第十九條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會ノ經費ノ豫算並徵收方法ハ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

經費ノ決算及業務成績ハ毎年少クトモ一回酒造組合ニ在リテハ組合員ニ、酒造組合聯合會ニ在リテハ其ノ組合ニ公示シ且地方長官及稅務監督局長ニ報告スヘシ

第二十條 役員ノ闕ケタル場合ニ於テ補闕選舉ノ手續ヲ行フヘキ者アラサルトキハ地方長官ハ組合員ヲ指定シテ其ノ手續ヲ行ハシム

第二十一條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會解散ヲ爲サムトスルトキハ組合員又ハ聯合會ヲ組織スル組合ノ三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 酒造組合又ハ酒造組合聯合會解散シタルトキハ組合長又ハ聯合會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ定款ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者アラサルトキハ地方長官之ヲ選任ス

第二十四條 清算人其ノ任ニ適セス又ハ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ地方長官ハ清算人ヲ改任スルコトヲ得

第二十五條 清算終了シタルトキハ其ノ結果ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十六條 酒造組合法ニ依リ酒造組合中央會ヲ設置セムトスルトキハ七以上ノ酒造組合聯合會又ハ酒造組合法第六條ノ四ノ酒造組合ニ於テ發起ノ認可ヲ大藏大臣ニ申請スヘシ

第二十七條 第十條乃至第二十五條ノ規定中酒造組合聯合會ニ關スルモノハ酒造組合中央會ニ之ヲ準用ス但シ同規定中地方長官又ハ稅務監督局長トアルハ大藏大臣トス

第二十八條 酒造組合法第九條ノ二及第十條ノ規定ノ執行ハ酒造組合及酒造組合聯合會ニ付テハ地方長官之ヲ行ヒ酒造組合中央會ニ付テハ大藏大臣之ヲ行フ

第二十九條 酒造組合、酒造組合聯合會又ハ酒造組合中央會ノ經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日より起算シ三十日以内ニ其ノ組合、聯合會又ハ中央會ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ組合、聯合會又ハ中央會ノ組合長、聯合會長又ハ中央會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ遲滞ナク決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スヘシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴願法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十條 酒造組合ノ組合員又ハ酒造組合聯合會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケ

タル者其ノ決定ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ大藏大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁決ニ付テハ當該組合長又ハ聯合會長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

酒造組合中央會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ大藏大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十一條 前條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ訴願セムトスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル酒造組合又ハ酒造組合聯合會ヲ經由シ前條第三項ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ訴願セムトスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル酒造組合中央會ヲ經由スヘシ

第三十二條 酒造組合法第五條ノ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前酒造組合法規則ニ依リ爲シタル酒造組合設置ノ手續ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ定款ニ記載スヘキ事項ニシテ組合契約書ニ記載ナキモノハ之ヲ議定シ本令施行後三箇月以内ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附則 (昭和四年勅令第六十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○酒母、醪及麴取締法

(明治三十八年一月一日法律第七號)

改正 明治四十一年三月二十七日法律第二十六號

第一條 本法ハ酒造稅法ニ依リ酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者、販賣ノ爲ニ麴ヲ製造スル者及麴ヲ請賣スル者ニ之ヲ適用ス

第二條 酒母、醪又ハ麴ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第三條 酒母、醪又ハ麴ノ製造者及麴ノ請賣者ハ帳簿ヲ調製シ酒母、醪又ハ麴ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第四條 收稅官吏ハ酒母、醪若ハ麴ノ製造場又ハ麴ノ販賣場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麴、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第五條 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒母、醪又ハ麴ヲ検査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第六條 酒母、醪又ハ麴ノ製造者其ノ製造ヲ廢止スルモ製造場内ニ酒母、醪、麴、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ收稅官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ其ノ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ

封印ヲ施スコトヲ得

第七條 醗ハ之ヲ讓渡シ、質入シ、飲料トシテ消費シ又ハ收税官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外へ移出スルコトヲ得ス

第八條 酒母ハ政府ノ交付シタル買入認許證ヲ所持スル者ニ讓渡スノ外讓渡シ又ハ質入スルコトヲ得ス

酒母ハ政府ノ交付シタル買入認許證ヲ所持スル者ニ讓渡シタル場合ノ外收税官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外へ移出スルコトヲ得ス

第九條 免許ヲ受ケスシテ酒母、醗若ハ麹ヲ製造シタル者又ハ第七條若ハ第八條ニ違反シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒母、醗又ハ麹及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス(明治四十一年法律第二十六號本條改正)

前項ノ酒母、醗ハ濁酒ト看做シ酒造税法ニ依リ其ノ總石數ニ對シ直ニ造石税ヲ徵收ス

第十條 酒母、醗又ハ麹ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 酒母、醗若ハ麹ノ製造者又ハ麹ノ請賣者酒母、醗又ハ麹ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 收税官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ收税官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ

之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、(再犯加重、數罪俱發)ノ例ヲ用キス

第十四條 酒母、醗若ハ麹ノ製造者又ハ麹ノ請賣者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 酒母、醗若ハ麹ノ製造者又ハ麹ノ請賣者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十六條 間接國稅犯則者處分方法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

第十七條 酒母、醗又ハ麹ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十八條 第九條又ハ第十條ノ處罰ヲ受ケタル者ニ對シテハ政府ハ酒母、醗又ハ麹ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十八條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル酒母、醗又ハ麹ハ之ヲ本法施行地ニ移入スル

コトヲ得ス犯ス者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ酒母、醱又ハ麴及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス (明治四十一年法律第二十六號)

附則

第十九條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 本法施行前酒造稅法第二十條ニ依リ酒母又ハ醱製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十一條 本法施行前ヨリ麴ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後十五日以内ニ本法ニ依リ免許ヲ受クヘシ

前項ノ期間内ハ従前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十二條 (明治四十一年法律第二十六號)

附則 (明治四十一年法律第二十六號)

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○酒母、醱及麴取締法施行規則 (明治三十八年一月一日勅令第七號)

第一條 酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醱ヲ製造セムトスル者及販賣ノ爲ニ麴ヲ製造セムト

スル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署ハ酒母、醱又ハ麴製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ

一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務

署ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 酒母、醱及麴取締法又ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 酒母、醱又ハ麴ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四條 所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ酒母、醱又ハ麴製造場ノ圖面又ハ製造用容器、器具、器械ノ

目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ酒母、醱又ハ麴ノ製造者ハ之ヲ提出スヘシ

前項ニ依リ提出シタル容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其

ノ都度申告スヘシ製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五條 酒母、醱又ハ麴ノ製造者ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルト

キハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ヲ檢定シ番號、容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記

スルコトヲ得

所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ檢定前使用スヘカラサルコトヲ命シタルトキハ製造者ハ製造用容

器、器具、器械ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 酒母、醱又ハ麵製造者ハ毎年十二月中ニ翌年製造スヘキ見込石數、製造著手ノ時期及製造方法ヲ記載シ所轄稅務署ニ申告スヘシ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業著手前ニ申告スヘシ

酒母、醱又ハ麵ノ製造者其ノ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造セムトスルトキ又ハ前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第七條 酒母、醱又ハ麵ノ製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ相續ノ場合ヲ除クノ外酒母、醱又ハ麵ノ製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一條ニ依リ酒母、醱又ハ麵製造ノ免許申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ免許申請書ニハ引繼ヲ爲サムトスル者ノ同意書ヲ添付スヘシ

第八條 酒母、醱又ハ麵ノ製造者其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 酒母、醱又ハ麵ノ製造者其ノ製造ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ第七條第二項ニ依リ製造業ノ引繼ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十條 收稅官吏ハ隨時酒母、醱又ハ麵ノ製造場若ハ麵ノ販賣場ニ臨ミ酒母、醱又ハ麵、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若ハ帳簿書類ヲ検査スヘシ

收稅官吏監督上必要ト認メタル場合ニ於テ製造者ヨリ前項ノ物件ニ封印以外ノ適當ナル方法ヲ施サムコトヲ申出テタルトキハ之ヲ承認スルコトヲ得

第十一條 收稅官吏カ必要ト認メテ酒母、醱、麵又ハ其ノ原料品ヲ指定シ其ノ讓渡、質入、消費又ハ使用前検査ヲ受クヘキコトヲ命ジタルトキハ酒母、醱又ハ麵ノ製造者ハ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十二條 酒母ヲ買入レムトスル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、酒母ノ數量、用途及買入先ヲ記シタル書面ヲ所轄稅務署ニ提出シ酒母買入認許證ノ交付ヲ請求スヘシ

第十三條 酒母製造者ハ酒母買入認許證ト引換ニ非サレハ酒母ヲ讓渡スコトヲ得ス

酒母製造者ハ前項ノ買入認許證ヲ以テ酒母ノ移出ヲ收稅官吏ニ證明スヘシ

第十四條 酒母ヲ麵ニ混和シタルモノハ酒母ト看做ス

第十五條 酒母、醱又ハ麵製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル酒母、醱又ハ麵ノ數量及其ノ製造ノ日
- 四 酒母ヲ麵ニ混和シタルトキハ其ノ酒母及麵ノ數量、其ノ混成數量及其ノ混和ノ日
- 五 使用又ハ他ニ引渡シタル酒母、醱若ハ麵ノ數量及使用又ハ引渡ノ日、引渡シタルモノノ價額及引渡先

第十六條 麵請賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル麵ノ數量、價額、引取ノ日及引取先
- 二 販賣シタル麵ノ數量、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第十七條 收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ニ付テハ酒母、醱又ハ麴ノ製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條 酒母、醱及麴取締法第十六條ノ施行ニ付テハ間接國稅犯則者處分法施行規則ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

酒母、醱及麴取締法第二十一條ニ依リ免許ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第一條ニ準シ免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二條ヲ適用セス

○酒精及酒精含有飲料稅法

(明治三十四年三月三十日法律第八號)

改正

明治三十八年一月一日法律第四號

同 四十一年三月十六日法律第十九號

大正 七 年三月二十三日法律第七號

同 九 年七月三十一日法律第十五號

同 十五年三月二十七日法律第十五號

第一條 酒精及酒精ヲ含有スル飲料ニハ本法ニ依リ造石稅ヲ課ス

第二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルトキハ一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ一圓八十錢ノ割合ヲ以テ其ノ石數ニ應シテ造石稅ヲ課ス但シ一石ニ付四十二圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十一年法律第十九號改正)(大正七年法律第七號改正)(大正九年法律第十五號改正)(大正十五年法律第十五號改正)

第三條 本法ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

第三條ノ二 本法ニ於テ葡萄酒ト稱スルハ葡萄ノ汁液ヲ醱酵セシメタルモノヲ謂フ(明治三十八年法律第四號)

- 一 葡萄ノ汁液ニ糖分ヲ補充シテ其ノ百分ノ二十四ニ達スル限度迄精製糖ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ但シ葡萄ノ汁液一石ニ付精製糖二十五斤ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 葡萄ノ汁液又ハ前號ニ依リ精製糖ヲ加ヘタル葡萄ノ汁液ヲ純炭酸石灰ヲ以テ除酸シ醱酵セシメタルモノ
- 三 葡萄酒又ハ前二號ニ依リ葡萄酒ト看做シタルモノニ其ノ容量百分ノ一以内ノ酒精ヲ混和シタルモノ

第三條ノ三 本法ニ於テ果實酒ト稱スルハ葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ヲ醱酵セシメタルモノヲ謂フ(明治三十八年法律第四號)

葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ糖分ヲ補充シ又ハ其ノ酸ヲ稀釋シ醱酵セシメタルモノハ果實酒ト看做ス

第四條 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒(ビール)及清涼飲料ニハ本法ヲ適用セス(明治三十八年法律第十五號改正)

第五條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第五條ノ二 政府ハ其ノ年三月ヨリ翌年二月迄ノ一年度間ノ製造石數酒精ニ在リテハ五十石酒精ヲ含有スル飲料ニ在リテハ十石以上ニ非サレハ製造ノ免許ヲ與ヘス(明治四十二年法律第十九號本條追加)

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者前項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシトキハ變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル造石稅ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對スル造石稅ハ一石金四十二圓ノ割合ニ依ル(大正七年法律第一號大正九年法律第七號本條改正)

第六條 造石稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許ヲ取消シタルトキハ即納トス(明治四十二年法律第十九號改正)

前條第二項ニ依ル造石稅ハ翌年三月末日迄ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許取消ノ場合ニ於テハ取消後三十日以内トス(明治四十二年法律第十九號本條追加)

第七條 第二十三條ノ二ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消シタル場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ造石稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得(明治四十二年法律第十九號改正)

第八條 同一製造場内ニ於テ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルカ爲原料トシテ使用スル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニハ造石稅ヲ課セス

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石數ノ檢定ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 製造石數ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時實測シテ之ヲ査定ス但シ前條ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ此ノ限ニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料若ハ證據物件ニ就キ製造石數ヲ査定シ造石稅ヲ課ス

第十條 第八條ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石稅ヲ課ス

一 他人ニ讓渡サレタルトキ

二 公賣セラレタルトキ

三 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ

第十一條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ製造石數査定前ニ於テ之ヲ他人ニ讓渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 免許ヲ受ケスシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十一年法律第十九號改正)

第十六條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十七條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十八條 第十二條ノ禁令ヲ犯シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ

隱蔽シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十二條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ〔不論罪〕及減輕、再犯加重、〔數罪俱發〕ノ例ヲ用キス但シ刑法〔第七十五條第一項〕ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十三條ノ二 第十六條乃至第十八條ニ依リ處罰又ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ酒精若ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造セサル者ニ對シテハ政府ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得(明治四十一年法律第十九號改正)

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第二十四條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消サレタル者及其ノ相續人ハ造石稅完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ從フ(明治四十一年法律第十九號改正)

第二十四條ノ二 葡萄酒及果實酒ニハ第五條、第十三條、第十四條及第十九條乃至第二十三條ノ規定ニ限り本法ヲ適用ス(明治三十八年法律第四號本條追加)

免許ヲ受ケスシテ葡萄酒又ハ果實酒ヲ製造シタルモノハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條ノ三 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ本法ト同一ノ税率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ石數ニ應シ第二條ノ税率ニ從テ算出シタル税額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十一年法律第十九號本條追加)

前項ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之レヲ沒收ス

附則
第二十五條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同日以前ニ於テ製成シタル酒精ニハ舊税率ヲ適用ス

第二十六條 混成酒税法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前ニ於テ製造シタル混成酒ニハ仍該法ヲ適用ス

附則 (明治三十八年法律第四號)
本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ヨリ葡萄酒ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一箇月以内ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ期間内ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

附則 (明治四十一年法律第十九號)
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ニハ明治四十五年二月末日迄ハ第五條ノ二第二項ノ規定ヲ適用セス

非常特別税法中酒精又ハ酒精含有飲料ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附則 (大正七年法律第七號)
本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造セサルモノニ付テハ第二十三條ノ二第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附則 (大正九年法律第十五號)
本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年法律第十五號)
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○酒精及酒精含有飲料税法施行規則(明治三十四年八月二十四日勅令第六十五號)

改正 明治三十八年一月一日勅令第四號
同 四十一年三月十六日勅令第三十九號

第一條 酒精又ハ酒精含有飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所氏名又ハ名稱ヲ記シ免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ(明治三十八年勅令第四號改正)
第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ(明治三十八年勅令第四號追加)

一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
二 酒精及酒精含有飲料稅法若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ
第二條 酒精又ハ酒精含有飲料ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハズ總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三條 酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面、製造用容器、器具、器械ノ目錄及酒精又ハ酒精含有飲料製造方法書ヲ調製シ事業着手前所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ種類變更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ其ノ圖面及目錄ヲ提出スルコトヲ要セス
前項ノ圖面及目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ製造方法ヲ變更

シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四條 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ稅務署ハ之ニ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得
前項檢定後ニ非サレハ製造者ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造ニ着手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ變更スルトキ亦同シ

第六條 酒精又ハ酒精含有飲料製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
相續ノ場合ヲ除クノ外酒精又ハ酒精含有飲料製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一條ニ依リ酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造者ハ酒精及酒精含有飲料稅法第五條ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ(明治三十八年勅令第四號本項改正)
第六條ノ二 酒精又ハ酒精含有飲料製造者其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ(同上追加)

第七條 酒精又ハ酒精含有飲料製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務

署ニ提出スヘシ

第七條ノ二 變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ酒精及酒精含有飲料税法第五條ノ二ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシ事由ノ證明ハ年度終了後又ハ免許取消後十日以内ニ之ヲ爲スヘシ(明治三十九年勅令第三十九號)

第八條 酒精及酒精含有飲料税法第八條第二項ニ依リ檢定ヲ受ケタル酒精又ハ酒精含有飲料ハ製造場内ニ於テ他ノ酒精又ハ酒精含有飲料ト區別シテ藏置スヘシ

第九條 酒精又ハ酒精含有飲料ノ原料廢棄、亡失其ノ他原料ニ異狀アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條 酒精及酒精含有飲料税法第十一條ニ依リ造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事實アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十一條 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量及其ノ製成ノ日
- 四 他ニ引渡シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第四號引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二條 酒精又ハ酒精含有飲料販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、價額、引取ノ日及引取先
- 二 販賣シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第十三條 收稅官吏ハ隨時酒精又ハ酒精含有飲料ノ製造場又ハ販賣場ニ就キ酒精又ハ酒精含有飲料、其ノ原料品、容器、器具、器械又ハ帳簿、書類ヲ檢査スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械又ハ原料ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條 左ニ掲ケル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ(明治三十八年勅令第四號 本條改正)

- 一 醱酵液若ハ原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ
- 二 濾過、蒸餾又ハ調合ニ着手セムトスルトキ
- 三 原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ使用セムトスルトキ又ハ其ノ用途ヲ變更セムトスルトキ
- 四 酒精又ハ酒精含有飲料ノ殘滓等ヲ製造場外ニ移出シ又ハ之ヲ使用シ若ハ他ノ殘滓等ト混合セムトスルトキ
- 五 自己ノ所有ト否トヲ問ハス製造用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ
- 六 製造場外ヨリ製造場内ニ酒精又ハ酒精含有飲料ヲ移入セムトスルトキ
- 七 前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第十六條 酒精及酒精含有飲料税法第二十三條ノニ依リ酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ半製品現存スルトキハ稅務署長ハ製造者ノ申請ニ依リ相當期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムヘシ(明治四十一年勅令第三十九號本條追加)

第十七條 收稅官吏ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八條 本令施行前酒造税法又ハ混成酒税法ニ依リ酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令第一條第一項及第三條第一項ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス

第十九條 本令施行前ヨリ引續キ酒精含有飲料ヲ製造スル者ニハ本令施行ノ際ニ限り第四條第二項ヲ適用セス

附則 (明治三十八年勅令第四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年勅令第三十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○果實酒ト看做スモノノ取扱方ノ件

(明治三十八年三月十一日大藏省令第十一號)

酒精及酒精含有飲料税法第三條ノ三第二項ニ依リ果實酒ト看做スモノノ左ノ通相定ム

- 一 果實ノ汁液ニ糖分ヲ補充シテ其ノ百分ノ二十ニ達スル限度迄精製糖ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ但シ果實ノ汁液一石ニ付精製糖三十斤ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 果實ノ汁液又ハ前項ニ依リ精製糖ヲ加ヘタル果實ノ汁液ヲ水若ハ純炭酸石灰ヲ以テ酸ヲ調節シ醱酵セシメタルモノ

○酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律

(明治四十三年三月二十五日法律第六號)

第一條 酒精及酒精含有飲料税法ニ依リ納付スヘキ酒精ノ造石稅ハ其ノ稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ三月以内其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

前項ニ依リ造石稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者猶豫期間内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ税金ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保物ハ之レヲ公賣ニ付シ公賣ノ費用及税金ニ充テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

擔保ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 造石稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル酒精ヲ其ノ猶豫期間内ニ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ノ規定スル所ニ從ヒ工業用ニ使用又ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ相當スル酒精ニ付テハ造石稅ヲ免除ス

第三條 前條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ其ノ酒精力造石稅ノ徵收猶豫ヲ受

ケタルモノナルコトヲ證スヘキ書類並工業用ニ使用又ハ供給シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第四條 詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第五條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律施行

ニ關スル件

(明治四十三年三月二十九日勅令第百八十四號)

(明治四十三年法律第六號施行ニ關スル件)

改正 大正九年十二月二十八日勅令第百八十九號

第一條 明治四十三年法律第六號第一條ニ依リ徵收猶豫ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

一 酒精ノ數量、含有純酒精ノ容量、査定ノ日、製造場、請求者ノ住所、氏名又ハ名稱

二 擔保物ノ種類、數量及價格

三 猶豫ヲ請ハムトスル期間

四 擔保物提供者ノ住所、氏名又ハ名稱

五 前各號ノ外必要ナル事項

第二條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(大正九年勅令第百八十九號本條改正)

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第三條 削除(大正九年勅令第百八十九號)

第四條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ造石稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ造石稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 明治四十三年法律第六號第三條ノ申請書ニハ其ノ酒精ノ數量、含有純酒精ノ容量、免除スヘキ稅額、査定ノ年月日、製造場及請求者ノ住所、氏名又ハ名稱其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

造石稅ノ免除ヲ請求セムトスル者ト酒精ヲ工業用ニ使用又ハ供給シタル者ト異リタル場合ニ於テハ免除申請者ハ使用者又ハ供給者ニ其ノ酒精ヲ交付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第六條 前條ノ申請書ニ添附スヘキ酒精造石稅徵收猶豫證明書又ハ酒精使用證明書ノ下付ヲ受ケム

トスル者ハ所轄稅務署ニ申請スヘシ
工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則ハ前項ノ酒精使用證明書ヲ下付スル場合ニ之
ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(大正九年勅令第五百八十九號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其
效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ造石稅ヲ
徵收ス

○酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻

金ニ關スル法律

(明治三十四年三月三十日法律第十號)

改正 明治三十七年四月一日法律第五號

大正 元年八月十二日法律第三號

第一條 命令ノ定ムル所ニ依リ造石稅若ハ出港稅ヲ課セラレタル酒類、酒精若ハ酒精含有飲料又ハ

麥酒稅ヲ課セラレタル麥酒ヲ外國ニ輸出シタル者ハ造石稅若ハ出港稅又ハ麥酒稅ニ相當スル金

額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得(明治三十七年法律第五號改正)

輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス(第三號改正)

第二條 前條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ政府ニ提出ス

ルコトヲ要ス(大正元年法律第三號本條改正)

一 納稅濟證明書(同上本條改正)

二 輸出免狀

三 外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類但シ命令ヲ以テ之ヲ限定スルコトヲ得(明治三十七年法律第五號本條改正)

第三條 納稅濟ニ至ラサル酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ヲ輸出シタル者ハ稅額ニ相當ス

ル擔保ヲ提供シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ以テ前條納稅濟證明書ニ代フルコトヲ得

附則

第四條 本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ施行シ同日以後製造シタル酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含

有スル飲料ニ之ヲ適用ス

第五條 明治二十一年勅令第五十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒類

其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ニ關シテハ仍該勅令ヲ適用ス

附則

(明治三十七年法律第五號)

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行シ同日以後製成シタル酒類、酒精若ハ酒精含有飲料又ハ麥酒ニ之ヲ適

造石税又ハ麥酒税納付済ノ酒類、酒精若ハ酒精含有飲料又ハ麥酒ニシテ本法施行前ニ製成シタルモノヲ外國ニ輸出シタル者ニハ仍舊法ヲ適用ス

○明治三十四年法律第十號ヲ樺太ニ施行スルノ件(抄録)

(大正元年八月二十日勅令第十二號)

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

四 明治三十四年法律第十號

附則

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○明治三十四年法律第十號施行規則

(明治三十四年八月二十四日勅令第六十六號)

改正 明治三十七年四月一日勅令第八十七號

同 四十年七月十日勅令第二百六十三號

同 四十二年十一月二十四日勅令第三百二十四號

大正 元年八月十九日勅令第十一號

同 九年十二月二十八日勅令第五百八十三號

第一條 酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ニ付納税済證明書又ハ擔保提供證明書ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ其ノ種類、數量、含有純酒精ノ容量、査定ノ日、製造場、請求者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二條 酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ニ付稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セムトスル者ハ其ノ種類、數量、含有純酒精ノ容量、査定ノ日、製造場、擔保ノ種類、價格及税金不納ノ場合ニ於テハ其ノ擔保物ヲ以テ税金ノ納付ニ充ツヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第三條 擔保ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(大正九年勅令第五百八十三號改正) 金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄済通知書ヲ稅務署ニ提出スヘシ 乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第三條ノ二 外國ニ輸出スル酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ニ付明治三十四年法律第十號第一條ニ依リ金額下付ヲ請求セムトスルモノハ登錄噸數二百噸以上ノ汽船ニ積載スヘシ但シ航路其ノ他ノ事由ニ依リ登錄噸數二百噸以上ノ汽船ヲ用ウル能ハサル地方ニ輸出スル場合ニ於テ豫メ政府ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十七年勅令第三百八十七號本條追加)(明治四十二年勅令第三百二十四號本條但書追加)

前項ノ場合ニ於テ船舶カ輸出申告書ニ記載シタル寄港地以外ノ内國沿岸ニ寄港シタル時ハ金額ノ下付ヲ請求スルコトヲ得ス但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十四年勅令三百二十四號本項改正)

第四條 外國ニ輸出スル酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ニ付明治三十四年法律第十號第一條ニ依リ金額下付ヲ請求セムトスル者ハ其ノ輸出申出書ニ少クトモ其ノ種類、數量、含有純酒精ノ容量、査定ノ日、製造場及輸出先並積載スヘキ船舶名及其ノ内國寄港地ヲ記載スヘシ(明治三十七年勅令第八十七號改正)

第五條 前條ノ申告アリタルトキハ稅關ハ酒精又ハ酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料ノ種類、數量及含有純酒精ノ容量ヲ檢定スヘシ

第六條 第一條、第二條、第四條及第五條ノ場合ニ於テ清酒、濁酒、白酒、味淋、麥酒ニ限り含有純酒精ノ容量ヲ記載シ又ハ檢定スルコトヲ要セス

第六條ノ二 出港稅納稅證明書ノ交付又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ第一條及第四條ニ定メタル査定ノ日及製造場ニ代ヘ納稅ノ日及移出港ヲ記載シ第一條ノ申請書ハ沖繩縣ニ在リテハ移出港ヲ管轄スル稅務署ニ、樺太ニ在リテハ移出港ヲ管轄スル樺太廳支廳ニ提出スヘシ(大正元年勅令第十一號追加)

第六條ノ三 明治三十四年法律第十號第二條ノ申請書ハ之ヲ輸出港稅關ニ提出スヘシ但シ樺太酒類出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ之ヲ樺太廳ニ提出スヘシ(同上)

第七條 (韓國)ニ陸揚シタル酒精、酒類又ハ其ノ他ノ酒精ヲ含有スル飲料ニ付明治三十四年法律

第十號第一條ニ依リ金額下付ヲ請求スル場合ニ於テ同法第二條第三號ノ添附書類ハ(韓國)稅關

ノ輸入免狀又ハ其ノ證明シタルモノニ限ル(明治三十七年勅令(明治四十年勅令第一號)第八十七號追加)(二百六十三號改正)

附則 (明治三十七年勅令第八十七號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十年勅令第二百六十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十二年勅令第三百二十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正元年勅令第十一號)

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正九年勅令第五百八十三號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法

酒稅 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法

改正 大正元年八月十二日法律第二號

(明治三十九年四月二十四日法律第四十六號)

第一條 造石稅又ハ出港稅納付濟ノ酒精ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定メタル工業ノ用ニ供スル者ハ政府ノ承認ヲ得テ毎回一石以上ノ酒精ヲ使用スルトキニ限り其ノ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得(大正元年法律第二號改正)

第二條 造石稅又ハ出港稅納付濟ノ酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定メタル政府ノ工業用ニ供給スル者ハ毎回一石以上ノ供給ヲ爲ストキニ限り其ノ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得(同上)

第三條 前二條ノ請求ハ酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ酒精ニ對シ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ變性ヲ命スルコトヲ得

第五條 第一條ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ申請書ニ造石稅又ハ出港稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス(大正元年法律第二號改正)

第六條 詐爲其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求シタル者ハ其ノ造石稅又ハ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第七條 間接國稅犯則者處分方法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

附則

醫藥用工業用酒精戻稅法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行後三箇月迄ニ造石稅ノ賦課ヲ受ケタル醫藥用酒精ノ税金下戻ニ關シテハ本法施行後六箇月ヲ限り醫藥用工業用酒精戻稅法ヲ適用ス

○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件(抄録)(大正元年八月二十日勅令第十二號)

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

一 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法

附則

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則

(明治三十九年四月二十四日勅令第八十六號)

改正 大正元年八月二十日勅令第十號

酒稅 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件 三七九

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則

- 同 六年十二月十三日勅令第二百二十九號
- 同 十一年六月二十八日勅令第三百三十三號
- 同 十五年五月五日勅令第九十六號
- 昭和三年十二月十九日勅令第二百七十八號
- 同 七年五月十四日勅令第七十二號
- 同 七年十二月二十九日勅令第三百九十七號
- 同 八年九月十六日勅令第二百四十號

第一條

酒精ヲ左ニ掲クル物品ノ製造ニ使用シタルトキハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税

法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲スコトヲ得(大正六年勅令第三二二號改正)(大正十一年勅令第三三十三號改正)(大正十五年勅令第九十六號改正)(昭和三年勅令第七十二號改正)(昭和七年勅令第二百七十八號改正)(昭和八年勅令第三百九十七號改正)(昭和九年勅令第二百四十號改正)

一 アルカロイド及其ノ鹽類中

- 1 エチール炭酸キニーネ
- 2 鹽酸キニーネ
- 3 鹽酸シノメニン
- 4 シンコニン
- 5 硫酸アトロピン
- 6 硫酸キニーネ
- 7 リコリン

二 エーテル

- 三 エステル類
- 四 エチレン及其ノ誘導體
- 五 苛性カリ
- 六 火藥
- 七 擬眞珠(外國ニ輸出スルモノニ限ル)
- 八 香水其ノ他ノ化粧液(外國ニ輸出スルモノニ限ル)
- 九 礦油
- 十 コールタール分餾物ヨリ誘導シタル化學的生成品
- 十一 コロチオン(瓦斯マントル、寫眞材料、寫眞製版若ハ擬革ノ製造又ハ塗料ニ供スルモノニ限ル)
- 十二 五倍子製劑
- 十三 ゴム和硫促進劑
- 十四 シトロネロール
- 十五 樟腦
- 十六 食酢
- 十七 石鹼
- 十八 セルロイド
- 十九 ゼラニオール

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則

- 二十 臓器製劑
- 二十一 煙草香料(外國ニ輸出スルモノニ限ル)
- 二十二 チアスターゼ類
- 二十三 チギタリス製劑
- 二十四 燃料用變性酒精
- 二十五 ハイドロ亞硫酸曹達鹽類
- 二十六 薄荷腦
- 二十七 ビタミン類
- 二十八 フアトシン
- 二十九 プローム樟腦
- 三十 プロテイン銀
- 三十一 ヘキサメチレンテトラミン
- 三十二 抱水クロラル
- 三十三 ラッカー及ラッカーシンナー
- 三十四 ラノリン
- 三十五 龍腦
- 三十六 ワニス
- 三十七 酒精過硝化纖維素

第二條 酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ノ火藥製造用又ハ煙草醱酵用ニ供給シタル者ハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第二條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲ス爲酒精使用ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ其ノ使用スヘキ數量、使用ノ目的、場所及日時ヲ定メ所轄稅務署ニ申請スヘシ

第四條 前條ノ申請アリタルトキハ當該官吏ハ酒精ノ使用前其ノ數量及含有純酒精ノ容量ヲ檢定シ使用ノ承認ヲ與フヘシ但シ申請ノ場所及日時ニ於テ其ノ目的ニ從ヒ使用セスト認ムルトキハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

當該官吏ハ前項ニ依リ承認ヲ與ヘタル酒精ヲ使用スル場所ニ就キ酒精、酒精ト混和スヘキ物品、製品、残渣、器具、器械及帳簿書類ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ト認ムル方法ヲ施スコトヲ得

第五條 酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用スルニ際シ作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ稅務署ニ申出テ其ノ數量及含有純酒精ノ容量ノ檢定ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ分離シタル酒精ノ數量ヲ控除シタルモノヲ以テ使用數量トス

第六條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル申請書ハ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ樺太酒類出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ之ヲ樺太廳ニ提出スヘシ(大正元年勅令第十號但書追加)

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則

酒精ヲ外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液、煙草香料又ハ擬眞珠ノ製造用ニ供シ金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ添附スヘシ(大正六年勅令第二〇九十六號改正)

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ樺太酒精出港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ノ申請書ニ酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ(大正元年勅令第十號追加)

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第二條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ノ申請書ニ酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ノ火藥製造用又ハ煙草醱酵用ニ供給シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第七條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
一 酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

- 二 使用シタル酒精ノ數量、使用ノ目的及使用ノ日
- 三 政府ニ供給シタル酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量及供給ノ日
- 四 製品アルトキハ其ノ種類、數量及其ノ製造ノ日
- 五 作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ其ノ數量及含有純酒精ノ容量

六 残渣アルトキハ其ノ種類、數量及處理ノ顛末(大正十五年勅令第九十六號追加)

第八條 當該官吏ハ第一條ノ工業用ニ酒精ヲ使用スル者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第九條 本令中稅務署トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳支廳トス(大正元年勅令第十號追加)

附 則

本令ハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十一年勅令第三百三十三號)

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十五年勅令第九十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和三年勅令第二百七十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年勅令第七十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年勅令第三百九十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年勅令第二百四十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則

酒税 臺灣酒精令ニ依ル酒精使用證明ニ關スル規定ノ件
 ○工業用酒精酒類
 其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命スル場合混和スヘ
 キ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三八六

○臺灣酒精令ニ依ル酒精使用證明ニ關スル規定
 ノ件 (大正十一年六月一日勅令第三百五號)

臺灣酒精令第十四條ノ規定ニ依リ酒精ヲ工業用ニ使用シ又ハ供給シ其ノ證明書ノ交付ヲ受ケムトス
 ル者ハ所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第三百四十五號ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依リ爲シタル證明書交付ノ申請ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ
 依リ酒精ノ變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品
 ノ種類及數量等ニ關スル件 (大正十五年五月五日大藏省令第二十二號)

改正

昭和三年十二月十九日大藏省令第十三號

昭和六年八月十日大藏省令第二十九號

同 七年五月十四日大藏省令第六號

同 七年五月三十日大藏省令第八號

同 七年十二月二十九日大藏省令第三十一號
 同 八年九月十六日大藏省令第二十二號

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ
 種類及數量等左ノ通相定ム

第一條 左ニ掲クル物品ノ製造ニ使用スル酒精ノ變性ニ際シ酒精一石ニ付混和スヘキ物品及其ノ數
 量ハ左ノ標準ニ據ルヘシ

製造物品	混和スヘキ物品及其ノ數量
一 アルカロイド及其ノ鹽類	木精七甬以上又ハベンゾール二甬以上 原料品七甬以上
二 エーテル	著色料(ベンゾファストスカレット ^ト 及ローダミン ^ト ヲ等量ニ混和シタルモノ以下同シ) 一瓦以上 木精二甬以上 比重一・八三以上ノ硫酸二甬以上 製品二甬以上又ハ製造殘渣十五甬以上
エチル硫酸及其ノ鹽類	著色料一瓦以上
	比重一・八三以下ノ硫酸百甬以上
クロール炭酸エチル	比重一・一以上ノ製品二甬以上

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
 ル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件 三八七

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
工場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三 エステ ル類	其ノ他	木精、アセトン、アセトン油及石油ベンジン中一種若ハ數種ヲ通シテ七 以上又ハベンゾール二瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七瓶以上 著色料一瓦以上
	四 エチレン及其ノ誘導 體	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七瓶以上又ハベン ゾール二瓶以上 木精及石油ベンジン中一種若ハ二種ヲ通シテ七瓶以上又ハベンゾール二 以上 原料品十三瓶以上
五 苛性カリ	再備凝縮液(凝縮液ヲ蒸餾シタルモノニシテ酒精、アルデヒド及硝酸エ チールヲ含有スルモノ)六瓶以上	再備凝縮液(雷汞化作業中蒸發スル瓦斯ヲ凝縮瓶ニ導キ凝縮中和セシメタル モノニシテ酒精、アルデヒド及硝酸エチールヲ含有スルモノ)八瓶以上 再備酒精(爆粉製造ノ際使用シタル稀薄酒精ヲ再備シタルモノニシテ七十 三乃至八十七パーセントノ酒精ヲ含有スルモノ)十六瓶以上
	六 火藥	アニンブリーニ一瓦以上 木精七瓶以上
七 擬眞珠	火藥又ハ無煙 酒精濕綿火 藥	雷 汞
	八 香水其ノ他ノ化粧液	原料品ノ全部
九 礦油	木精七瓶以上 原料品三十八瓶以上	比重大〇・七三以下ノエーテル三十八瓶以上
十 タール 分留物 ヨリ誘導 シタル 化學的 生成品	サ ル バ ル サ ン 類	甲方法 木精七瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七瓶以上
	其ノ他	乙方法 ベンゾール二瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ十四瓶以上
十一 コロチオン	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七瓶以上又ハベン ゾール二瓶以上 原料品七瓶以上	
十二 五倍子製劑	木精七瓶以上又ハベンゾール二瓶以上 五倍子末三十瓶以上	

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
工場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三 エステ ル類	其ノ他	木精、アセトン、アセトン油及石油ベンジン中一種若ハ數種ヲ通シテ七 以上又ハベンゾール二瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七瓶以上 著色料一瓦以上
	四 エチレン及其ノ誘導 體	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七瓶以上又ハベン ゾール二瓶以上 木精及石油ベンジン中一種若ハ二種ヲ通シテ七瓶以上又ハベンゾール二 以上 原料品十三瓶以上
五 苛性カリ	再備凝縮液(凝縮液ヲ蒸餾シタルモノニシテ酒精、アルデヒド及硝酸エ チールヲ含有スルモノ)六瓶以上	再備凝縮液(雷汞化作業中蒸發スル瓦斯ヲ凝縮瓶ニ導キ凝縮中和セシメタル モノニシテ酒精、アルデヒド及硝酸エチールヲ含有スルモノ)八瓶以上 再備酒精(爆粉製造ノ際使用シタル稀薄酒精ヲ再備シタルモノニシテ七十 三乃至八十七パーセントノ酒精ヲ含有スルモノ)十六瓶以上
	六 火藥	アニンブリーニ一瓦以上 木精七瓶以上
七 擬眞珠	火藥又ハ無煙 酒精濕綿火 藥	雷 汞
	八 香水其ノ他ノ化粧液	原料品ノ全部
九 礦油	木精七瓶以上 原料品三十八瓶以上	比重大〇・七三以下ノエーテル三十八瓶以上
十 タール 分留物 ヨリ誘導 シタル 化學的 生成品	サ ル バ ル サ ン 類	甲方法 木精七瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七瓶以上
	其ノ他	乙方法 ベンゾール二瓶以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ十四瓶以上
十一 コロチオン	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七瓶以上又ハベン ゾール二瓶以上 原料品七瓶以上	
十二 五倍子製劑	木精七瓶以上又ハベンゾール二瓶以上 五倍子末三十瓶以上	

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
ル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

十三	ゴム和硫促進劑	甲方法 木精七疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上 乙方法 ベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ十四疋以上
十四	シトロネロール	木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
十五	樟腦	木精及石油ベンゼン中一種若ハ二種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
十六	食酢	酸量(醋酸トシテ)一パーセント以上トナリ且酒精分十五パーセント以下トナル程度ノ種酢又ハ種酢及水
十七	石鹼	苛性曹達又ハ苛性カリ四百五十瓦以上 樟腦油又ハ芳香性揮發油一疋以上 木精七疋以上及製品十三疋以上又ハ製品百疋以上
十八	セルロイド	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上

十九	ゼラニオール	樟腦五疋以上又ハ製品百八十八疋以上 木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
二十	磁器製劑	木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
二十一	煙草香料	原料品ノ全部
二十二	ジアスターゼ類	木精七疋以上又ハ比重〇・七三以下ノエーテル三十八疋以上
二十三	ヂギタリス製劑	木精七疋以上 原料品七疋以上
二十四	燃料用變性酒精	甲方法 エーテル又ハベンゾールノ一種又ハ二種ヲ通シテ三十八疋以上 ピリヂン鹽基七疋以上 アムモニア水(日本藥局方)一疋以上 乙方法 著色料〇・二瓦以上 比重〇・八六六以下ノ石油(攝氏二百八十度以下ニ於テ石油原油ヨリ抽出シタルモノ)二疋以上 フォルマリン(日本藥局方)三十瓦以上

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
ル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件 三九一

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
ル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三九二

二十五	ハイドロ亜硫酸 曹達鹽類	著色料一瓦以上 木精七疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
二十六	薄荷腦	木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
二十七	ビタミン類	甲方法 肝油一疋以上 製造殘渣八疋以上 乙方法 木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 製造殘渣八疋以上
二十八	フアトシン	木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
二十九	プロロム樟腦	木精及石油ベンゼン中一種又ハ二種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上

三十	プロテイン銀	原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上 木精七疋以上
三十一	ヘキサメチレン アトラミン	木精及石油ベンゼン中一種若ハ二種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
三十二	抱水クロラール	木精七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上
三十三	カラツ 及カラ ツカラ ンナシ ンナシ ンナシ ンナシ	木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上 原料品七疋以上
三十四	ラノリン	木精、アセトン、アセトン油及ベンゾール中一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上 原料品ノ全部
三十五	龍腦	木精七疋以上 原料品、製品及製造殘渣中一種又ハ數種ヲ通シテ十四疋以上 木精及石油ベンゼン中一種若ハ二種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾール二疋以上

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命ス
ル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三九三

酒税 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ酒精ノ變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等ニ關スル件

三九四

三十六	ワニス	原料品又ハ製品ノ一種又ハ數種ヲ通シテ七疋以上 木精、アセトン及アセトン油中一種若ハ數種ヲ通シテ七疋以上又ハベンゾ ール二疋以上 原料品七疋以上
三十七	酒精濕硝化纖維 素	ベンゾール二疋以上

第二條 前條ノ規定ニ據リ難キ場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ得タルトキハ其ノ變性方法ノ一部ヲ變更スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年大藏省令第三十六號ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和三年大藏省令第十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年大藏省令第二十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和七年大藏省令第六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行後三月以内ニ使用スル酒精ノ變性ニ關シテハ仍從前ノ

例ニ據ルコトヲ得 (昭和七年大藏省令第八號但書追加)

附則 (昭和七年大藏省令第三十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和八年大藏省令第二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○南洋諸島ニ於テ出港稅ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ出港稅ノ免除等ニ關スル件 (大正十五年九月二十日勅令第三百十號)

第一條 南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ徵收ヲ猶豫セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ其ノ猶豫期間内ニ内地ヨリ外國ニ輸出シタルトキ又ハ内地ニ於テ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ規定スル例ニ從ヒ工業用ニ使用シ若ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ出港稅ヲ免除ス

第二條 南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ納付済ナル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ内地ヨリ外國ニ輸出シ又ハ内地ニ於テ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ノ規定スル例ニ從ヒ工業用ニ使用シ若ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ其ノ出港稅額ニ相當スル金額ヲ

酒税 南洋諸島ニ於テ出港稅ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ出港稅ノ免除ニ關スル件 三九五

酒税 南洋諸島ニ於テ出港税ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ出港税ノ免除ニ關スル件

交付ス

第三條 前二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者ハ輸出後又ハ工業用ニ使用若ハ供給ノ後一年内ニ各場合ニ應シ左ノ書類ヲ添附シ移出港ヲ管轄スル南洋廳支廳ニ請求書ヲ提出スヘシ

一 輸出シタル場合ニ於テハ出港税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ證明スル書類(納税済ナルトキハ納税済證明書)、輸出免狀及外國ニ陸揚シタルコトヲ證明スル書類(納税済

二 工業用ニ使用シ又ハ供給シタル場合ニ於テハ出港税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ證明スル書類(納税済ナルトキハ納税済證明書)及工業用ニ使用シ又ハ供給シタルコトヲ證明スル書類

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ内地ヨリ外國ニ輸出シタルコトノ證明書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ所轄税關ニ、内地ニ於テ工業用ニ使用シ又ハ供給シタルコトノ證明書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

第五條 明治三十四年法律第十號施行規則及工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則ハ本令ノ施行ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○麥酒稅法

(明治三十四年三月三十日法律第十二號)

改正

明治三十八年一月一日法律第五號

同 四十一年三月十六日法律第二十號

大正 七年三月二十三日法律第八號

同 九年七月三十一日法律第十六號

同 九年八月十日法律第五十八號

同 十五年三月二十七日法律第十七號

第一條 麥酒(ビール)ニハ本法ニヨリ麥酒稅ヲ課ス

、本法ニ於テ麥酒ト稱スルハ麥芽、「ホツプ」及水ヲ原料トシ麥酒酵母ヲ加ヘテ醗酵セシメタルモノヲ謂フ(明治三十八年法律第五號本項追加)

前項原料ノ外總重量麥芽ノ十分ノ五ヲ超エサル米、玉蜀黍、馬鈴薯、澱粉又ハ砂糖ヲ原料トシ麥酒酵母ヲ加ヘテ醗酵セシメタルモノハ麥酒ト看做ス(明治三十四年法律第十二號)

第二條 麥酒ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三條 麥酒稅ハ麥酒一石ニ付二十五圓ノ割合ヲ以テ其ノ製造石數ニ應シ麥酒ヲ製造スル者ヨリ之ヲ徵收ス(明治三十四年法律第十二號)

第三條ノ二 政府ハ其ノ年三月ヨリ翌年二月迄ノ一年度間ノ製造石數千石以上ニ非サレハ麥酒製造ノ免許ヲ與ヘス

麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者前項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲ササリシトキハ變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル麥酒稅ヲ課ス(明治四十一年法律第二十號修正)

第四條 麥酒稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許ヲ取消シタルトキハ即納トス(明治四十一年法律第二十號修正)

前條第二項ニ依ル麥酒稅ハ翌年三月末日迄ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許取消ノ場合ニ於テハ取消後三十日以内トス(同上追加)

第五條 第十九條ノ二ニ依リ麥酒製造ノ免許ヲ取消シタル場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ麥酒稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシテ麥酒ヲ差押フルコトヲ得(同上修正)

第六條 麥酒ノ製造石數ハ製成ノ時容器ノ容量ニ依リ之ヲ査定ス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ麥酒又ハ證憑物件ニ付キ其製造石數ヲ査定シ麥酒稅ヲ課ス

第七條 災害ニ罹リ亡失シタル麥酒ニ關シテハ其ノ麥酒稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 麥酒ヲ製造スル者ハ製造石數査定前ニ於テ其ノ麥酒ヲ他人ニ讓渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第九條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ麥酒ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十條 收稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル麥酒、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及麥酒製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 免許ヲ受スシテ麥酒ヲ製造シタル者ハ其ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ麥酒及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十一年法律第二十號修正)

第十二條 麥酒ヲ製造スル者詐僞其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ其ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十三條 麥酒ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ麥酒稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十四條 麥酒ヲ製造スル者第八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料又ハ帳簿書類ヲ隱蔽シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者麥酒ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 收稅官吏其職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十八條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ「不論罪」及減輕、「再犯加重」、「數罪俱發」ノ例ヲ用キス但

シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ麥酒製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第十九條ノ二 第十二條乃至第十四條ニ依リ處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ麥酒ヲ

製造セサル者ニ對シテハ政府ハ麥酒製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得(大正七年法律第七號本項改正)

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス(明治四十二年法律第二十號本條附加)

第二十條 麥酒製造ノ免許ヲ取消サレタル者及其ノ相續人ハ麥酒稅完納前ニアリテハ總テ本法ノ規定ニ從フ(同上改正)

第二十條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル麥酒ハ本法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯スモノハ其石數ニ應シ第三條ノ稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス(同上本條附加)
前項ノ麥酒及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

附則

第二十一條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本法施行前ヨリ麥酒ノ製造ヲ爲ス者本法施行後十日以内ニ於テ製造場一箇所毎ニ政府

ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

附則 (明治三十八年法律第五號)

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年法律第二十號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ニハ明治四十五年二月末日迄ハ第三條ノ二第二項ノ規定ヲ適用セス

非常特別稅法中麥酒ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附則 (大正七年法律第八號)

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ麥酒ヲ製造セサルモノニ付テハ第十九條ノ二第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附則 (大正九年法律第十六號)

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年法律第十七號)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○麥酒稅法施行規則

(明治三十四年八月二十四日勅令第六十八號)

改正 明治三十八年一月一日勅令第五號
同 四十一年三月十六日勅令第四十號

- 第一條 麥酒ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ(明治三十八年勅令第五號改正)
- 第一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署ハ麥酒製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ(明治三十八年勅令第五號改正)
 - 一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 二 麥酒稅法若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ
- 第二條 麥酒ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハズ總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ
- 第三條 麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所、建物ノ詳細ナル圖面、製造用容器、器具、器械ノ目錄及麥酒製造方法書ヲ調製シ事業著手前所轄稅務署ニ提出スヘシ
- 前項ノ圖面及目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ製造方法ヲ變更シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
- 第四條 麥酒製造者ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同條第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ所轄稅務署

- 署ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ稅務署ハ之ニ番號、容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得
- 前項檢定後ニ非サレハ製造者ハ麥酒製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五條 麥酒製造者ハ製造著手ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ休止後製造ニ著手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ變更スルトキ亦同シ
- 第六條 麥酒製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
- 相續ノ場合ヲ除クノ外麥酒製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一條ニ依リ麥酒製造ノ免許申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造者ハ麥酒稅法第二條ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ(明治三十七年勅令第五號本項改正)
- 第六條ノ二 麥酒製造者其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ(明治三十八年勅令第五號追加)
- 第七條 麥酒製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ
- 第七條ノ二 變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ麥酒稅法第三條ノ二ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシ事由ノ證明ハ年度終了後又ハ免許取消後十日以内ニ之ヲ爲スヘシ(明治四十一年勅令第四十號追加)
- 第八條 製造石數査定ハ通過シタル時ニ於テス
- 第九條 麥酒釀造中醱酵液廢棄、亡失其ノ他醱酵液ニ異狀アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條 麥酒稅法第七條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事實アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十一條 麥酒製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニアリテハ引取ノ日及其引取先

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル麥酒ノ數量及其ノ製成ノ日

四 他ニ引渡シタル麥酒ノ數量、價額、引渡ノ日及引渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第四號引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二條 麥酒販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル麥酒ノ數量、價額、引取ノ日及引取先

二 販賣シタル麥酒ノ數量、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第十三條 收稅官吏ハ隨時麥酒製造場又ハ販賣場ニ就キ麥酒、其ノ原料品、容器、器具、器械又ハ帳簿

書類ヲ検査スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條 左ニ掲クル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ麥

酒製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ(明治三十八年勅令第五號改正)

一 麥芽汁ヲ醱酵桶ニ入レムトスルトキ

二 醱酵液ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ

三 麥酒ノ濾過ヲ爲サムトスルトキ

四 麥酒ノ殘滓等ヲ用牛更ニ麥酒ヲ製造セムトスルトキ

五 麥酒ノ殘滓ヲ製造場外ニ移出シ又ハ他ノ殘滓ト混合セムトスルトキ

六 自己ノ所有ト否トヲ問ハズ製造用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ

七 製酒場外ヨリ製造場内ニ麥酒ヲ移入セムトスルトキ

八 前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第十六條 麥酒稅法第十條ノ二ニ依リ麥酒製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ半製品現存スルト

キハ稅務署長ハ麥酒製造者ノ申請ニ依リ相當期間ヲ定メテ製成其他必要ノ行爲ヲ繼續セシムヘシ

(明治四十一年勅令第四十號本條改正追加)

第十七條 收稅官吏ハ麥酒製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八條 本令第四條第二項ハ本令施行ノ際ニ限り麥酒稅法第二十二條ニ依リ麥酒ノ製造ヲ申告シタル者ニ之ヲ適用セス

附則 (明治三十七年勅令第五號)

酒稅 麥酒稅法施行規則

酒税 麥酒税法施行規則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (明治四十一年勅令第百十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

清涼飲料稅

◎清涼飲料稅

○清涼飲料稅法

(大正十五年三月二十七日法律第十六號)

第一條 本法ニ於テ清涼飲料ト稱スルハ炭酸瓦斯ヲ含有スル飲料ヲ謂フ但シ全重量ノ百分ノ五以下ノ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノ及全容量ノ百分ノ一以上ノ純酒精ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ヲ謂フ

第二條 清涼飲料ニハ左ノ區分ニ依リ清涼飲料稅ヲ課ス

第一種 玉ラムネ 一石ニ付 七圓

第二種 其ノ他ノ罐詰ノモノ 一石ニ付 十圓

第三種 罐詰以外ノモノ 炭酸瓦斯使用量一瓶ニ付 三圓

第三條 清涼飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

天然ニ湧出スル清涼飲料ヲ容器ニ充填スルコトハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ第二種ノ清涼飲料ノ製造ト看做ス天然ニ湧出スル清涼飲料ヲ原料トシテ第三種ノ清涼飲料ヲ製造スルコト亦同シ

第四條 清涼飲料稅ハ第一種及第二種ノ清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル石數ニ應シ、

第三種ノ清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量ニ

應シ清涼飲料製造者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 清涼飲料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

- 一 製造場内ニ於テ飲用セラレタルトキ
- 二 製造場内ニ現存スルモノノ公賣セラレタルトキ
- 三 製造免許取消ノ場合ニ於テ製造場内ニ現存スルトキ

第六條 清涼飲料製造者ハ毎月其ノ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニ付第二條ノ區分毎ニ其ノ石數又ハ炭酸瓦斯使用量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ但シ前條第二號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ課稅標準額ヲ決定ス

第七條 清涼飲料稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ第五條第二號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第八條 清涼飲料製造者カ外國ニ輸出スル目的ヲ以テ製造場外ニ移出スル清涼飲料ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料稅ヲ免除ス

前項ノ清涼飲料ニシテ製造場外ニ移出セラレタル後六月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 前條第一項ノ清涼飲料ハ之ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ讓渡スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ納付スヘシ

第十條 政府ハ清涼飲料稅ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅ノ保證トシテ清涼飲料製造者ニ對シ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十一條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ハ清涼飲料ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ帳簿ニ記載スヘシ

清涼飲料ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スヘシ

第十二條 收稅官吏ハ清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ノ所持ニ係ル清涼飲料、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及清涼飲料ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器具、器械、原料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 製造免許ヲ受ケスシテ清涼飲料ヲ製造シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス

前項ノ清涼飲料並其ノ容器、器具及器械ハ之ヲ沒收ス

第十四條 清涼飲料ノ製造者第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ清涼飲料稅ヲ遁脱シ又ハ遁脱ヲ圖リタル者ハ其ノ清涼飲料稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

第十六條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者清涼飲料ノ製造出入ニ關スル帳簿書類若ハ原料ヲ隱匿シ又ハ帳簿ノ記載若ハ第十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ若ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十七條 收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第十九條 第十條ノ規定ニ依ル擔保ヲ提供セサル者、第十四條若ハ第十五條ノ規定ニ依リテ處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ清涼飲料ヲ製造セサル者ニ對シテハ政府ハ清涼飲料製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十條 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル清涼飲料ハ本法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ清涼飲料ヲ移入シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ直ニ其ノ石數ニ應シ第二條第二種ノ稅率ニ依リ算出シタル清涼飲料稅ヲ徵收ス

前項ノ清涼飲料及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第二十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ第十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 第十一條、第十二條、第十六條乃至第十八條及第二十一條ノ規定ハ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル清涼飲料ノミヲ製造スル者ニハ本法ヲ適用セス

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ引續キ清涼飲料ヲ製造スル者本法施行後一月以内ニ其ノ旨政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ製造免許ヲ受ケタルモノト看做ス

○清涼飲料稅法施行規則 (大正十五年三月三十一日勅令第三十三號)

第一條 清涼飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署長ハ清涼飲料製造ノ免許ヲ與ヘサルコトヲ得

- 一 著シク交通不便ナル地ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ
- 二 清涼飲料稅法第十九條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者其ノ他稅務署長ニ於テ免許ヲ與フ

ルニ不適當ト認メタル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 清涼飲料ノ製造場ハ其ノ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハス一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ
第四條 清涼飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ圖面、製造用器具器械ノ目錄及清涼飲料製造方法書ヲ調製シ事業著手前所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ圖面又ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ製造方法ヲ變更シ又ハ製造者ノ住所、氏名若ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五條 清涼飲料ノ製造者カ製造ニ著手セムトスルトキ、一月以上製造ヲ休止セムトスルトキ又ハ製造休止後更ニ製造ニ著手セムトスルトキハ其ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ其ノ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 清涼飲料ノ製造者ハ毎年二月中ニ其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ期間ニ於テ製造スル清涼飲料ニ付第一種及第二種ニ在リテハ製造見込石數、第三種ニ在リテハ炭酸瓦斯使用見込數量ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

前項ノ見込石數又ハ見込數量ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條 清涼飲料ノ製造者死亡又ハ隱居シタルトキハ相續人ハ其ノ旨ヲ直ニ所轄稅務署ニ申告シ製造免許ノ承繼ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除クノ外清涼飲料ノ製造業ヲ承繼セムトスル者ハ製造者ト連署シタル製造免許承繼ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

第八條 清涼飲料ノ製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ製造場ヲ定メテ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 清涼飲料ノ製造者製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十條 清涼飲料税法第六條ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スヘシ

清涼飲料ノ製造者前項ノ申告書ヲ提出セス又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スヘシ

第十一條 外國ニ輸出スル清涼飲料ニ付清涼飲料税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ移出スル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 前條ノ清涼飲料ニ付輸出ノ證明ヲ爲サムトスルトキハ移出後六月以内ニ左ノ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ第二號ノ書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り第一號ノ書類ノミヲ以テ證明ヲ爲スコトヲ得

一 輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類

二 外國輸入港稅關ノ輸入免狀又ハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類

第十三條 外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ死亡シタルトキハ製造者ハ其ノ事實ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ死亡シタル場所カ前項稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ死亡ノ事山ヲ申

告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ承認ヲ爲シタル稅務署ハ其ノ旨ヲ直ニ製造場所轄稅務署ニ通知スヘシ

第十四條 清涼飲料税法第九條第一項但書ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ製造場所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ清涼飲料カ前項稅務署ノ管轄外ニ在ルトキハ其ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ所在地所轄稅務署ヨリ承認書ノ交付ヲ受ケ之ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ承認書ノ交付ヲ爲シタル稅務署ハ其ノ旨ヲ直ニ製造場所轄稅務署ニ通知スヘシ製造場所轄稅務署第一項ノ申請ニ因リ承認ヲ爲シ又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收スヘシ

第十五條 外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場外ニ移出スル清涼飲料ニ付テハ稅務署長ハ清涼飲料ノ製造者ニ對シ清涼飲料稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十六條 清涼飲料ノ製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅務署長ハ清涼飲料ノ製造者ニ對シ第六條ノ期間ニ於ケル清涼飲料製造見込石數又ハ炭酸瓦斯使用見込數量ニ對スル稅額ノ四分ノ一ニ相當スル金額ノ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

一 清涼飲料税法ヲ犯シテ處罰又ハ處分セラレタルトキ

二 清涼飲料稅ニ付滯納處分ヲ受ケタルトキ

三 清涼飲料稅ノ通脫ヲ圖ルノ行爲アリト認ムルトキ

第十七條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提出スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ共託受領證ヲ提出スヘシ

擔保トシテ提供シタル國債ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ直ニ之ニ代ルヘキ擔保ヲ提供セシムヘシ

第十八條 擔保物ヲ提供シタル者清涼飲料稅ヲ納付スヘキ場合ニ於テ之ヲ納付セサルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第十九條 清涼飲料ノ製造者ハ少クモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類及數量、他ヨリ引取リタル原料ニ在リテハ尙引取ノ日並其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及使用ノ日

- 三 製造シタル清涼飲料ノ種類數量及製造ノ日
- 四 移出シタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及移出ノ日並其ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱
- 小賣ノ場合ニ於テハ前項第四號ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス
- 第二十條 清涼飲料ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
 - 一 引取リタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及引取ノ日並其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱
 - 二 販賣シタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及販賣ノ日並其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱
 - 小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス
- 第二十一條 清涼飲料ノ製造者ハ左ニ掲クル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ其ノ承認ヲ受クヘシ
 - 一 製造ニ著手セムトスルトキ
 - 二 原料ヲ清涼飲料ノ製造以外ニ使用セムトスルトキ
 - 三 製造場ト同一場所ニ於テ小賣販賣業ヲ兼營セムトスルトキ
 - 四 前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ
- 第二十二條 第一條、第五條、第七條乃至第九條、第十九條及第二十條ノ規定ハ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ニ付之ヲ準用ス但シ同規定中免許、免許取消又ハ許可ノ申請ヲ要スル事項ニ付テハ申告書ヲ提出スルヲ以テ足ル
- 第二十三條 收稅官吏ハ清涼飲料又ハ炭酸瓦斯ノ製造者又ハ販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得タル事

項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

清涼飲料稅法附則第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シタル申告書ニ清涼飲料稅法施行前ヨリ引續キ清涼飲料ヲ製造スルコトノ事實ヲ具シ第四條第一項ノ書類ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ

本令施行前ヨリ引續キ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ハ本令施行後一月以内ニ第一條ニ準シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

大正十五年度ニ限り第六條ノ規定中二月中トアルハ四月中トス

○清涼飲料水營業取締規則

(明治三十三年六月五日內務省令第三十號)

改正 明治三十九年內務省令第九號

同 四十三年內務省令第二十六號

大正十二年內務省令第七號

昭和七年內務省令第二十九號

- 第一條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル左ノ物ヲ謂フ
 - 一 炭酸含有ノ飲料水
 - 二 リモナーデ(果實水、薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム)

清涼飲料稅 清涼飲料水營業取締規則

- 三 果實汁、果實蜜及之ニ類似スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノ
- 四 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料
- 五 内務大臣ノ指定スル飲料

清涼飲料水營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造(清涼飲料水ニ供スル鍍泉ノ採取ヲ含ム以下倣之)、販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 清涼飲料水製造ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ製造場ノ構造、設備及用水ヲ検査セシムヘシ

第三條 清涼飲料水營業者ハ飲料水ニ接觸スル部分ヲ銅、鉛又ハ其ノ合金ニテ製シタル調製器、容器又ハ量器ヲ使用スルコトヲ得ス但シ鍍錫其ノ他衛生上有害ノ虞ナキ方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ製造又ハ貯藏ニ有害性「テール」色素、「サツカリン」其ノ他人工甘味質有害性芳香質又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス

「テール」色素ハ前項以外ノモノト雖モ製造地地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 清涼飲料水營業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

- 一 濁濁又ハ變敗シタルモノ

- 二 沈澱物又ハ固形ノ夾雜物アルモノ
- 三 鹽酸、硝酸及硫酸其ノ他遊離鑛酸ヲ含有スルモノ
- 四 砒素、安知母紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫ヲ含有スルモノ
- 五 有害性其ノ他製造地又ハ輸入地地方長官ノ許可ヲ受ケサル「テール」色素ヲ含有スルモノ
- 六 「サツカリン」其ノ他人工甘味質ヲ含有スルモノ
- 七 有害性芳香質ヲ含有スルモノ
- 八 防腐劑ヲ含有スルモノ

果實汁、果實蜜及之ニ類似スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノノ中原料トシテ使用スル果實ノ類、砂糖及水ノ外他物ヲ混和セサル製品ニ就テハ前項第一號及第二號ノ規定ハ原料植物ノ組織及成分ニ基因スル場合ニ限り之ヲ適用セス但シ變敗シタルモノニ就テハ此ノ限ニ在ラス

牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料ニ付テハ其ノ濁濁ニシテ牛乳又ハ乳製品ニ基因スル場合ニ限り第一項第一號ノ規定ハ之ヲ適用セス但シ變敗シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 清涼飲料水製造者ハ其ノ氏名、社名、營業所ノ所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノニ就テハ此ノ限ニ在ラス

「テール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ製造者又ハ輸入者ハ其ノ容器ニ人工着色ノ文字ヲ明記スヘシ

第七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ調製器、容器、量器及製造場其ノ他清涼飲料水ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニ爲スヘシ

第八條 清涼飲料水營業者ハ結核、癩病、梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ清涼飲料水ノ調製若ハ小分ヲ爲サシメ又ハ其ノ場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス清涼飲料水營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス

第九條 地方長官ハ第三條ノ器具第五條ノ清涼飲料水ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十一條 清涼飲料水營業者虛偽ノ記載ヲ爲シタル封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタル者又ハ封緘票紙ニ虛偽ノ改竄ヲ爲シ若ハ爲サシメタル者ハ二十五日以下ノ〔重禁錮〕ニ處ス

第十二條 左ニ掲クル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
一 認可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者
二 第三條乃至第五條ニ違背シタルモノ

第十三條 第六條乃至第八條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 清涼飲料水營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限

ニ在ラス

清涼飲料水營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十五條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 地方長官ハ清涼飲料水ノ製造場ノ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設ルコトヲ得

第十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

附則 (昭和七年內務省令第二十九號)

本令ハ昭和七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際清涼飲料水製造營業者ニ非ズシテ現ニ第一條第一項第四號ノ飲料製造ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ

本令施行ノ際清涼飲料水製造營業者ニシテ現ニ第一條第一項第四號ノ飲料製造ノ營業ヲ爲ス者ハ其

ノ製品ニ付第四條第二項又ハ第六條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルヲ要スルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第一條第一項第四號ノ飲料ニシテ本令施行前ノ製造ニ係ルモノ及前二項ノ場合ニ於テ許否ノ處分ヲ受クル迄ノ製造ニ係ルモノニ付テハ本令ノ規定ハ之ヲ適用セスズ

○飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律

(明治三十三年二月二十四日法律第十五號)

第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カルル間ニ限り物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯藏シ若ハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

下ノ罰金ニ處ス

本法ノ執行ニ關シ官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ〔重禁錮〕ニ處シ〔十圓以下ノ罰金ヲ附加〕ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ〔重禁錮〕ニ處シ〔四十圓以下ノ罰金ヲ附加〕ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法〔第二百八十四條〕ノ例ニ照シテ處斷ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

砂
糖
稅

◎砂糖稅

○砂糖消費稅法

(明治三十四年三月三十日法律第十三號)

改正

明治三十五年三月十一日法律第二十一號
同 三十八年二月二十四日法律第二十六號
同 四十一年二月二十二日法律第一號
同 四十二年四月一日法律第二十號
同 四十三年四月一日法律第三十三號
同 四十四年四月一日法律第五十七號
大正 五年四月十九日法律第三十八號
昭和 二年三月二十九日法律第九號
昭和 六年四月一日法律第四十八號

第一條 内地消費ノ目的ヲ以テ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜及糖水ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス(大正五年法律第三十八號改正)

第二條 製品ノ原料トシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ使用スルハ其ノ消費ト看做ス

第三條 消費稅ノ割合左ノ如シ(明治四十一年法律第一號改正)(明治四十二年法律第二十二號改正)(明治四十三年法律第三十三號改正)(明治四十四年法律第五十七號改正)(昭和二年法律第九號改正)(昭和六年法律第一號改正)

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿ノ砂糖

甲 樽入黑糖

百斤ニ付

九十錢

砂糖稅 砂糖消費稅法

四二五

砂糖税 砂糖消費税法

四二六

乙 樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ及全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

丙 其ノ他ノモノ

- 第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿ノ砂糖 百斤ニ付 一圓八十錢
- 第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿ノ砂糖 百斤ニ付 二圓二十五錢
- 第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上ノ砂糖 百斤ニ付 四圓五十五錢
- 第五種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ 百斤ニ付 六圓七十五錢

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エサルモノ 百斤ニ付 二圓七十錢

乙 其ノ他ノモノ 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付 七圓七十五錢ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

第三種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ 百斤ニ付 九十錢

三 糖水

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 二圓二十五錢
百斤ニ付 六圓七十五錢

第四條

前條ノ消費税ハ製造場又ハ保税地域ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトキ之ヲ徴收ス但シ政府ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ提供スルトキハ六箇月以内消費税ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ見本ヲ採取スルコトヲ得(大正五年法律第三十八號本條改正)前項ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ消費税及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス(上)

擔保物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條

政府ノ承認ヲ受ケ外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニハ消費税ヲ課セス(上)前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ消費税ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ引取後六箇月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモノハ内地消費ニ供セラレタルモノト看做シ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條

第四條第一項但書、前條、第十一條ノ一及第十一條ノ二ノ場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テハ製造場又ハ保税地域ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルコトヲ得ス(上)

第七條

第四條第一項但書、第五條、第十一條ノ一及第十一條ノ二ノ場合ヲ除クノ外砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ消費税納付前ニ於テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ他ニ引渡シ又ハ政府ノ承認ヲ受

ケスシテ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス(同上本項改正)
命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ消費税納付前砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場外ニ移出シタル場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス(明治四十三年法律第三十三號本項追加)

前項ニ依リ移出シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ其ノ移出先ニ移入セラレサルトキハ移入者ヨリ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(大正五年法律第三十三號本項追加)

第八條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第八條ノ二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ同一ノ場所ニ於テ砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ販賣業又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ヲ原料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造場ト販賣場又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ヲ原料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造場ト區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(明治四十三年法律第三十三號本項追加)

第九條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造、出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ(同上改正)

第十條 收税官吏ハ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ノ所持ニ係ル砂糖、糖蜜、糖水、其ノ製造、出入ニ關スル帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲ス

コトヲ得(同上)

第十一條ノ一 政府ノ承認ヲ受ケ砂糖、糖水又ハ酒精製造ノ原料トシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖及糖蜜ニハ消費税ヲ課セス(明治三十五年法律第三十八號改正)

前項ノ砂糖又ハ糖蜜ヲ引取ルトキハ其ノ税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
第一項ノ砂糖又ハ糖蜜ヲ引取リタル後六箇月以内ニ砂糖、糖水又ハ酒精ヲ製造セサルトキハ消費税ヲ徴收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十八年法律第三十八號本項追加)

第四條第二項及第三項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル擔保ニ之ヲ準用ス(大正五年法律第三十八號本項改正)

第十一條ノ二 政府ノ承認ヲ受ケ飲食スヘカラサル處置ヲ施シ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル糖蜜ニハ消費税ヲ課セス(明治三十五年法律第三十八號改正)

第十一條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ砂糖ヲ製造シタルモノト看做ス(明治四十三年法律第三十三號追加)

一 砂糖ニ加工ヲ爲シテ其ノ種別ヲ上昇シタルトキ
二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜又ハ糖水以外ノ物品ヲ混和シ其ノ種別ヲ上昇シ又ハ其ノ數量ヲ増加シタルトキ但シ其ノ種別ヲ下降シタルトキ又ハ水ノミヲ混和シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

三 第八條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル製造場ニ於テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ混和シタルトキ但シ糖蜜又ハ糖水ニ同種ノ糖蜜又ハ糖水ヲ混和シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十二條 政府ノ承認ヲ受ケ消費税ヲ課セラレタル砂糖ヲ以テ製造スル糖水ニ付テハ本法ヲ適用セ

ス(大正五年法律第
三十八號追加)

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス。但シ消費税六圓未満ナルトキハ罰金額ハ三十圓トス(大正五年法律第
三十八號改正)

一 第六條又ハ第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 政府ニ申告セスシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造シタルトキ

三 前二號ニ該當スル場合ヲ除クノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ消費税ヲ遁脱シ又ハ遁脱ヲ圖
リタルトキ

第十三條ノ二 第八條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス但
シ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トスル物品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル(明治四十三年法律
第二十三號追加)上

第十四條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル
物品ノ製造者砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リ
タルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス(明治四十三年法律
第二十三號改正)三十八號改正

第十五條 收税官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ
支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法
ニ依ル(同上)

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四
十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス(大正五年法律第
三十八號改正)

第十七條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル

物品ノ製造者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ
犯シタルトキハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス(明治四十三年法律
第三十三號改正)

第十七條ノ二 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル所ニ依ル(大正五年法律第
三十八號追加)

附則

第十八條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本法施行前ヨリ引續キ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ本法施行後一箇月以内ニ其ノ
旨ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ニ違反シタル者ニハ第十三條ヲ適用ス

附則 (明治三十五年法律第二十一號)

本法施行前ニ於テ消費税ヲ課セラレタル砂糖又ハ糖蜜ヲ本法施行後ニ於テ砂糖、糖水又ハ酒精製造
ノ原料トシテ使用スルトキハ仍從前ノ規定ニ依ル

附則 (明治四十一年法律第一號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中砂糖消費税ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治四十三年法律第三十三號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十四年法律第五十七號)

砂糖税 砂糖消費税法

砂糖税 砂糖消費税法

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正五年法律第三十八號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二年法律第九號)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前製造場若ハ保税地域ヨリ引取り又ハ製造場外ニ移出シタルモノニシテ砂糖消費税

法第五條第三項、第七條第三項又ハ第十一條ノ一第三項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴收スヘキモノ

三 本法施行前消費税ノ徴收ヲ猶豫シタルモノ

附 則 (昭和六年法律第四十八號)

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前製造場若ハ保税地域ヨリ引取り又ハ製造場外ニ移出シタルモノニシテ砂糖消費税

法第五條第三項、第七條第三項又ハ第十一條ノ一第三項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴收スヘキモノ

三 本法施行前消費税ノ徴收ヲ猶豫シタルモノ

○砂糖消費税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件

(明治三十四年八月七日勅令第五百五十五號)

砂糖消費税法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

前項ノ法律ノ施行規則ハ臺灣總督之ヲ定ム

○砂糖消費税法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(砂糖消費税法及非常特別税法中織物消費税ニ關スル規定ヲ樺太ニ施行スルノ件)

(明治四十二年五月二十七日勅令第五百五十二號)

砂糖消費税法及非常特別税法中織物消費税ニ關スル規定ハ之ヲ樺太ニ施行ス

前項ノ法律施行ニ關スル事務ハ樺太廳支廳之ヲ行フ但シ税關又ハ保税倉庫ヨリ引取ラルル砂糖及織

物ニ關シテハ税關ニ委託シテ之ヲ行ハシム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

本勅令ハ大正九年五月三日勅令第一二四號樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件(同日ヨリ施行)ニテ廢止セ

ラレタルモ同勅令第十條ニ左ノ規定存スルヲ以テ砂糖消費税法ヲ樺太ニ施行スルコトヲ廢止セラレタルモノ

ニアラス

第十條 砂糖消費税法及織物消費税法ノ施行ニ關スル事務ハ樺太廳支廳之ヲ行フ但シ税關又ハ保税

倉庫ヨリ引取ラルル砂糖及織物ニ關シテハ税關ニ委託シテ之ヲ行ハシム

砂糖税

砂糖消費税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 砂糖消費税法ヲ樺太ニ

○砂糖消費税法施行規則(明治三十四年八月二十四日勅令第六十九號)

改正

- 明治三十五年三月二十六日勅令第五十一號
- 同 三十五年十一月一日勅令第二百五十二號
- 同 三十七年四月九日勅令第百八號
- 同 三十八年五月二十二日勅令第百七十號
- 同 四十三年二月九日勅令第百八號
- 同 四十三年五月十日勅令第二百二十四號
- 大正 三年三月十九日勅令第三十四號
- 同 五年四月十九日勅令第百十五號
- 同 九年十二月二十八日勅令第五百八十四號
- 同 十一年三月三十一日勅令第七十三號
- 同 十二年六月二十七日勅令第三百二十號

第一條 砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二條 製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三條 所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ砂糖製造場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條 砂糖、糖蜜、糖水製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ製造休止後更ニ着手セムトスル時亦同シ

第五條 第一條及第四條ニ依リ申告シタル事項又ハ第三條ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條 砂糖、糖蜜、糖水製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條 收稅官吏ハ隨時砂糖、糖蜜、糖水ノ製造場ニ就キ砂糖、糖蜜、糖水、其ノ原料品、製造用器具、器械又ハ帳簿、書類ヲ檢査スヘシ

第八條 收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ砂糖、糖蜜、糖水製造者ノ貯藏ニ係ル砂糖、糖蜜、糖水、其ノ貯藏場又ハ其ノ製造用器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第九條 砂糖消費税法第七條第二項ニ依リ砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造場外ニ移出セムトスル者ハ砂糖消費税法第三條ノ種別、斤數、移出ノ日、移出先、移入者及移出先到達豫定日ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ(大正三年勅令第三十四號改正)(大正五年勅令第百十五號改正)

前項ノ申告アリタルトキハ取締上支障ナシト認ムル場合ニ限り移出ノ承認ヲ爲スヘシ
前項ノ承認ヲ爲シタル場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ砂糖、糖蜜、糖水ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトヲ得

第九條ノ二 内地移入糖ハ砂糖消費税法第七條第二項ニ依リ大藏大臣ノ指定シタル移入場ニ移入スヘシ(大正三年勅令第三十四號本條追加)

第九條ノ三 移入場ノ指定ハ移入場主ノ申請ニ因リ之ヲ爲ス(同七)
前項ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ倉庫ノ所在地、名稱、所有者ノ住所氏名又ハ名稱其ノ他必要ナル

事項ヲ記載シタル申請書ニ土地、建物ノ詳細ナル圖面ヲ添付シ大藏大臣ニ提出スヘシ
大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ移入場主ニ對シ内地移入糖ノ藏置ニ關シ條件ヲ指定シ又ハ收
稅官吏ノ職務執行ニ關シ相當ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ條件ニ從ハス又ハ設備ヲ爲ササルトキハ移入場ノ指定ヲ取消シ又ハ内地移入糖ノ移入ヲ停
止スルコトヲ得

第九條ノ四 内地移入糖ヲ積載シタル船舶移入地ニ到達シタルトキハ船長ハ到達ノ時ヨリ二十四時
間内ニ其ノ旨移入地所轄稅務署ニ申告シ且當該官廳ノ證明シタル積載明細書ヲ提出スヘシ(同上)

第九條ノ五 移入地ニ到達シタル内地移入糖ハ收稅官吏ノ指揮ニ從ヒ積卸ヲ爲シ移入場ニ庫入スヘ
シ(同上)

第九條ノ六 移入場庫入前内地移入糖ニ付砂糖消費稅法第十一條ノ一第一項ニ依ル原料引取ノ申告
ヲ爲シ移入地所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ移入場ニ庫入ヲ爲サスシテ直ニ之ヲ砂糖、糖水
又ハ酒精ノ製造場ニ引取ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移入場ニ庫入アリタルモノト看做シ引取ノ
承認ヲ爲シタルトキヲ以テ移入場ヨリ引取リタルモノト看做ス(同上)

第九條ノ七 内地移入糖ノ移入者ハ當該官廳ノ下付シタル移出承認書ノ回付ヲ受ケ置キ内地移入糖
ヲ移入シタルトキ直ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出シ移入ノ證明ヲ受クヘシ(同上)

第九條ノ八 内地移入糖ヲ積載シタル後移入者ニ於テ其ノ移入地ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨新
移入地所轄稅務署ニ申告シ其ノ承認ヲ受クヘシ(同上)

第九條ノ九 内地移入糖ヲ積載シタル後移入地到達前ニ於テ内地移入糖ノ積換ヲ爲サムトスルトキ
ハ船長ハ其ノ旨最寄稅務署ニ申告シ當該官廳ノ證明シタル積載明細書ヲ提出シ其ノ承認ヲ受クヘ
シ(同上)

前項ニ依リ積換ヲ爲シタルトキハ船長ハ前項積載明細書ニ準シ更ニ積載明細書ヲ作成シ當該稅務
署ニ提出シ其ノ證明ヲ受クヘシ

第九條ノ十 船積シタル内地移入糖天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ船長
ハ直ニ最寄稅務署ニ其ノ事實ヲ申告シ證明書ノ下付ヲ受クヘシ(同上)(大正五年勅令百十五號改正)

前項ノ證明書又ハ當該官廳ノ下付シタル亡失證明書ハ第九條ノ四ノ規定ニ依ル積載明細書ノ提出
ト同時ニ移入地所轄稅務署ニ之ヲ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ(同上)

第九條ノ十一 移入場ニ於ケル内地移入糖ノ藏置ニ關シテハ收稅官吏ノ指揮ニ從フヘシ(大正三年勅令第
三十四號追加)

第九條ノ十二 所轄稅務署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ移入場ニ於ケル藏置期間ヲ指定スルコト
ヲ得(同上)

第十條 製造場又ハ保稅地域ヨリ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取ラムトスル者ハ引取ノ目的及砂糖消費稅
法第三條ノ種別、斤數ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(大正三年勅令第三十四號改正)

第十一條 砂糖消費稅法第四條第一項但書、同法第五條第一項、同法第十一條ノ一第一項又ハ同法第
十一條ノ二ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ(明治
十五年勅令第五十一號改正)(十五號本條改正)

五年勅令第五十一號改正
十五號本條改正

砂糖消費税法第五條第一項又ハ同法第十一條ノ一第一項ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ前項申請ノ際引取ノ時期並輸出先又ハ製造スヘキモノノ種類、製造ノ場所及時期ヲ申告スヘシ(同上)

砂糖消費税法第五條第一項又ハ同法第十一條ノ一第一項ニ依リ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ニ付テハ第九條第三項ヲ準用ス(同上) (大正三年勅令第三十四號改正) (大正五年勅令第百十五號改正)

第十一條ノ二 砂糖消費税法第十一條ノ一第一項ニ依リ原料引取ノ承認ヲ請フ者アル場合ニ於テ所轄稅務署ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎回ノ引取斤數ヲ制限スルコトヲ得(大正三年勅令第三十四號改正)

第十一條ノ三 砂糖消費税法第十一條ノ二ノ適用ヲ受ケムトスル者糖蜜ニ飲食スヘカラサル處置ヲシサムトスルトキハ其ノ方法ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(大正五年勅令第百十五號改正)

第十一條ノ四 砂糖消費税法第十二條ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ豫メ糖水ノ製造方法ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(同上)

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署ハ糖水ノ原料タル砂糖ノ種別ヲ制限スルコトヲ得(同上)

第十一條ノ五 砂糖消費税法第五條第一項、同法第七條第二項又ハ同法第十一條ノ一第一項ニ依リ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リ又ハ移出シタル砂糖、糖蜜、糖水ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ引取人又ハ移入者ハ其ノ事實ヲ引取ノ場所又ハ移入地ヲ管轄スル稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所カ前項稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項申告ノ際之ヲ提出スヘシ

前二項ノ規定ハ第九條ノ十ノ場合ニ之ヲ適用セス(同上)

第十二條 第十條ノ申告アリタルトキハ所轄稅務署ハ砂糖消費税法第三條ノ種別及斤數ヲ査定シ其ノ直ニ消費稅ヲ徵收スヘキモノハ其ノ徵收ノ手續ヲ爲シ其ノ擔保ノ提供ヲ要スルモノハ提供スヘキ擔保額ヲ指定スヘシ但シ豫メ納稅擔保ヲ提供シタルモノニ付テハ其ノ都度擔保額ノ指定ヲ要セ(明治三十五年勅令第百五十一號改正) (明治三十七年勅令第百八號改正) (同上)

第十三條 收稅官吏ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外ニ限り自ラ消費稅金ノ領收ヲ取扱フコトヲ得(大正十一年勅令第百七十三號改正)

納稅義務者ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外ニ在ル製造場ヨリ千斤未滿ノ第一種若ハ第二種砂糖又ハ糖蜜ヲ引取ル場合ニ限り收入印紙ヲ以テ砂糖消費稅ヲ納ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ砂糖消費稅査定書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ニ消印スヘシ(明治三十七年勅令第百八號改正) (同上)

東京府管下、鹿兒島縣管下ノ島嶼及沖繩縣ニ於テハ前項斤數ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(明治三十八年勅令第百七十號本項追加)

第十四條 收稅官吏ハ口頭ヲ以テ納稅告知ヲ爲スコトヲ得

第十五條 擔保物ノ種類ハ左ニ掲クルモノニ限ル(明治三十五年勅令) (明治四十三年勅令) (明治四十四年勅令) (大正九年勅令第百五)

一 金錢

二 國債

三 工場財團

砂糖税 砂糖消費税法施行規則

第十五條ノ二 擔保物ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長ノ定ムル所ニ依ル(明治四十三年勅令第八號本條追加)

第十五條ノ三 擔保トシテ金錢、無記名國債證券ヲ提供セムトスル者ハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ(同上)(大正九年勅令第五百八十四號改正)

擔保トシテ登錄國債ヲ提供セムトスルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ(大正九年勅令第五百八十四號本條追加)

擔保トシテ工場財團ヲ提供シタル者アルトキハ稅務署長ハ抵當權ノ登記ヲ囑託スヘシ(同上)(大正十二年勅令第三百二十號改正)

第十六條 稅務署長ニ於テ擔保物ノ價格減少シタリト認ムルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得(明治四十三年勅令第八號本條改正)

擔保トシテ提供シタル國債ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキハ所轄稅務署ハ擔保提供者ヲシテ直ニ之ニ代ルヘキ擔保ヲ提供セシムヘシ(大正九年勅令第五百八十四號本條改正)

前二項ニ依リ擔保ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十七條 砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者又ハ稅關砂糖、糖蜜、糖水ノ引渡ヲ爲ストキハ引取者ヲシテ消費稅納付濟、擔保提供濟又ハ無擔保引取承認濟ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス(明治三十五年勅令第五十一號改正)(大正三年勅令第三十四號改正)

第十八條 砂糖消費税法第五條第一項ノ砂糖、糖蜜、糖水ニ付輸出ノ證明ヲ爲サムトスルトキハ引取後六月内ニ左ノ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ第二號ノ書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り第一號ノ書類ノミヲ以テ證明ヲ爲スコトヲ得(大正五年勅令第四百十五號本條追加)

一 輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類
二 外國輸入港稅關ノ輸入免狀又ハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類

第十八條ノ二 砂糖消費税法第十一條ノ一第一項ニ依リ引取リタル砂糖、糖蜜ヲ原料トシテ砂糖、糖水、酒精ヲ製造シタル場合ニ於テ砂糖、糖蜜ヲ引取リタル場所ヲ管轄スル稅務署ト砂糖、糖水、酒精ノ製造場ヲ管轄スル稅務署ト異ナルトキハ砂糖、糖水、酒精ヲ製造シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ砂糖、糖蜜ヲ引取リタル場所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ(明治三十五年勅令第五百一號改正)

第十九條 砂糖消費税法第四條第二項、第五條第四項及第十一條ノ一第四項ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ公賣スヘシ(明治三十五年勅令第五百一號改正)(大正五年勅令第四百十五號改正)

第二十條 前條ノ公告ニハ擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱、公賣財產ノ種類、金額、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ(明治四十三年勅令第八號改正)

第二十一條 公賣決行前ニ消費稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ
砂糖税 砂糖消費税法施行規則

第二十二條 砂糖消費税法第四條第二項但書、第五條第四項及第十一條ノ一第四項ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得(明治三十五年勅令第五十一號改正)、明治四十三年勅令第八號改正、大正五年勅令百十五號改正)

第二十三條 砂糖、糖水又ハ酒精製造ノ原料トシテ引取リタル砂糖、糖蜜ハ他ノ砂糖又ハ糖蜜ト區別シテ藏置スヘシ(明治四十三年勅令第八號改正)

第二十四條 砂糖、糖水又ハ酒精製造ノ原料トシテ引取リタル砂糖又ハ糖蜜ヲ使用セムトスルトキハ豫メ收稅官吏ニ申告シテ其ノ検査ヲ受クヘシ(同上)

第二十五條 前條砂糖、糖水又ハ酒精ノ製造ヲ終リタルトキハ相當期間内ニ其ノ使用シタル原料ノ種類、量目及製造シタルモノノ種類、量目ヲ收稅官吏ニ申告スヘシ(同上)

第二十五條ノ二 收稅官吏職務ノ爲内地移入糖ヲ積載スル船舶ニ乗込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ(大正三年勅令第三十四號附加)

第二十五條ノ三 收稅官吏ハ内地移入糖ヲ積載スル船舶ニ就キ内地移入糖又ハ之ニ關スル帳簿書類等ヲ検査スルコトヲ得(同上)

收稅官吏必要ト認ムルトキハ内地移入糖ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトヲ得

第二十六條 砂糖、糖蜜、糖水製造者又ハ砂糖消費税法第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ハ少クモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(明治四十三年勅令第二百二十四號改正)

一 原料ノ種類、量目、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、量目及其ノ使用ノ日

三 製造シタル砂糖、糖蜜、糖水又ハ砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トスル物品ノ種類、量目及其ノ製造ノ日(明治四十三年勅令第二百二十四號改正)

四 他ニ引渡シタル砂糖、糖蜜、糖水又ハ砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トスル物品ノ種類、量目、價格、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱(同上)

第二十七條 砂糖、糖蜜、糖水ヲ販賣スル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ノ種類、量目、價格、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル砂糖、糖蜜、糖水ノ種類、量目、價格、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱、小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス

第二十八條 收稅官吏ハ砂糖、糖蜜、糖水製造者及販賣者竝砂糖消費税法第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス(明治四十三年勅令第二百二十四號改正)

第二十八條ノ二 本令ニ於テ内地移入糖ト稱スルハ臺灣ヨリ移出シ内地又ハ樺太ニ移入スル砂糖、糖蜜、糖水ヲ謂フ(大正三年勅令第三百四十五號追加)

第二十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ララルル砂糖ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

砂糖税 砂糖消費税法施行規則

四四四

(明治三十五年勅令第二百五十二號改正)(大正三年勅令第三十四號改正)

附則

第三十條 砂糖消費税法第十九條ニ依リ政府ニ申告スヘキ場合ニ於テハ第一條ニ準シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附則 (明治三十五年勅令第五十一號)

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年法律第二十一號附則ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附則 (明治三十五年勅令第二百五十二號)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十七年勅令第百八號)

本令ハ明治三十七年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十三年勅令第八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十三年勅令第二百二十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正三年勅令第三十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正五年勅令第百十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正九年勅令第五百八十四號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

附則 (大正十一年三月勅令第百七十三號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○煉乳原料砂糖戻税法

(明治四十一年三月二十七日法律第二十七號)

第一條 政府ノ承認ヲ得テ砂糖色相和蘭標本第十五號以上ノ砂糖ヲ煉乳製造ノ原料ニ使用シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

使用後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 前條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ消費税ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條 收税官吏ハ第一條ニ依リ承認ヲ與ヘタル砂糖ヲ使用スル場所ニ就キ原料、製品、器具、器械及帳簿書類ヲ検査シ其ノ他監督上必要ト認ムル處分ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十四年三月二十八日法律第四十號第二項削除)

○煉乳原料砂糖戻税法施行規則

(明治四十一年三月二十七日勅令第四十九號)

第一條 煉乳原料砂糖戻税法第一條ニ依リ砂糖使用ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ其ノ使用スヘキ種類、數量、場所及日時ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ承認ハ毎回五百斤以上ノ場合ニ限り之ヲ與フルモノトス

第二條 煉乳原料砂糖戻税法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスルコトキハ原料砂糖ノ種類、數量、消費稅額、使用承認年月日、使用年月日及製造シタル煉乳ノ種類、數量、製造年月日ヲ記シタル申

請書ヲ其ノ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第三條 煉乳原料砂糖戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニアリテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製品ノ種類、數量及其ノ製造ノ日

四 他ニ引渡シタル原料又ハ製品ノ種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第四條 收税官吏ハ煉乳製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○牛乳營業取締規則

(昭和八年十月三十一日內務省令第三十七號)

第一條 本令ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳又ハ脫脂乳ヲ謂ヒ、乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳、脫脂煉乳、粉乳又ハ脫脂粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳ノ搾取、處理若ハ販賣又ハ乳製品ノ製造若ハ販賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂

砂糖税 牛乳營業取締規則

四四七

牛乳ノ處理ト稱スルハ牛乳ヲ濾過シ、小分シ且殺菌スルノ操作（生乳ニ在リテハ殺菌スルノ操作ヲ除キ、脱脂乳ニ在リテハ脱脂スルノ操作ヲ含ム）ヲ謂フ

第八條 牛乳營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

- 一 腐敗シタルモノ
- 二 他物（蔗糖ヲ除ク）ノ混ジタルモノ
- 三 第六條第一項第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ原料ト爲シタルモノ
- 四 百分中八・〇分（蔗糖ヲ加ヘザル煉乳ニ在リテハ百分中七・〇分）以上ノ脂肪量ヲ有セザル煉乳又ハ百分中五・五・〇分以上ノ糖量ヲ有スル煉乳若ハ脱脂煉乳
- 五 百分中二・〇・〇分以上ノ脂肪量ヲ有セズ若ハ百分中五・〇・〇分以上ノ糖量ヲ有スル粉乳又ハ百分中六・〇・〇分以上ノ糖量ヲ有スル脱脂粉乳

○輸出菓子糖果原料砂糖戻税法

（明治四十二年三月三十日法律第十八號）

改正 明治四十四年三月七日法律第六號

第一條 消費税ヲ課セラレタル砂糖ヲ用牛製造シタル菓子又ハ糖果ヲ外國へ輸出シタル者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ其ノ使用シタル砂糖ニ對シ消費税ニ相當スル金額以下ノ金額ノ下付ヲ政府ニ請求

スルコトヲ得

輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 前條ニ依リ下付金ヲ受ケタル菓子又ハ糖果ニ對シテハ明治四十三年法律第五十四號關稅定率法第七條第十七號ヲ適用セス（明治四十四年法律第六號改正）

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十二年三月三十一日勅令第六十三號ヲ以テ明治四十二年四月一日ヨリ施行）

附則 （明治四十四年法律第六號）

本法ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出菓子糖果原料砂糖戻税法施行規則

（明治四十二年三月三十一日勅令第六十四號）

改正

大正五年十二月二日勅令第二百四十號

昭和六年六月十一日勅令第二百二十八號

昭和九年六月二十日勅令第八十五號

第一條 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法ニ依ル下付金額ハ菓子又ハ糖果中ニ含有スル蔗糖百斤ニ付金四圓五十五錢トス但シ保税工場ニ於テ砂糖製造場ヨリ直接引取リタル砂糖ヲ以テ製造シタル菓子又ハ糖果ニ付テハ其ノ原料砂糖ニ對スル消費税ニ相當スル金額トス（大正五年勅令第二（昭和六年勅令第一）百四十號但書追加（百二十八號改正））

第二條 一回ノ輸出菓子及糖果ノ數量三百斤ニ滿タサル場合ニ於テハ下付金ヲ請求スルコトヲ得ス

砂糖税 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法施行規則

砂糖税 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法施行規則

四五〇

第三條 下付金ヲ請求セムトスル者ハ菓子又ハ糖果ヲ左ノ開港ヨリ輸出スヘシ(昭和六年勅令第二百二十八號及昭和九年勅令第八十五號改正)

横濱、清水、神戸、大阪、名古屋、長崎、鹿兒島、門司、萩、函館

第四條 下付金ヲ請求セムトスル者ハ輸出ノ際關税法施行規則第三十四條第一項ニ依ル申告ノ外菓子又ハ糖果ノ種類、毎種類ノ數量、製造者ノ氏名及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ蔗糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受クヘシ但シ第一條但書ニ依ル下付金ヲ請求セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス(大正五年勅令第二百二十八號改正)

第五條 下付金ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書及外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出スヘシ

第一條但書ニ依ル下付金ヲ請求セムトスル者ハ前項ノ書類ノ外砂糖製造場所轄稅務署ノ消費稅納稅濟證明書及保稅工場所轄稅關ノ製造證明書ヲ提出スヘシ(大正五年勅令第二百二十八號本項追加)

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正五年勅令第二百四十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年勅令第二百二十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ノ改正規定中金四圓五十五錢トアルハ昭和七年一月一日

以後ノ第四條ノ規定ニ依ル申告ニ係ル菓子及糖果ニ付之ヲ適用ス

附則 (昭和九年勅令第八十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出菓子糖果原料砂糖戻税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件

(明治四十四年七月勅令第九十六號)

輸出菓子糖果原料砂糖戻税法ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

○砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律

(明治四十四年三月二十九日法律第四十五號)

第一條 〔砂糖消費稅法〕織物消費稅法、〔石油消費稅法〕又ハ骨牌稅法ニ於テ稅關、保稅倉庫トアルハ關稅法ニ於テ稱スル保稅地域ヲ謂フ

第二條 關稅法第三十九條ノ規定ニ依ル運送ハ砂糖消費稅法、織物消費稅法、〔石油消費稅法〕又ハ骨牌稅法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第三條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、〔石油消費稅法〕又ハ骨牌稅法ニ依リ稅金ヲ徵收スル場合ノ外砂糖、糖蜜、糖水、織物、〔石油〕又ハ骨牌ニ付關稅ヲ徵收スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅納付義務者ヨリ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ骨牌稅法ニ依リ骨牌ヲ沒收スル場合ハ此ノ限ニ在ラ

砂糖税 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 砂糖消費稅 四五二

織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件

砂糖税 明治四十四年法律第四十五號ヲ臺灣ニ施行スルノ件 明治四十四年法律第四十五號ヲ樺太ニ施行スルノ件 砂糖消費税織物消費税等ノ徵收ニ關スル件

四五二

ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十四年勅令第百八十二號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

○明治四十四年法律第四十五號ヲ臺灣ニ施行スルノ件

(明治四十四年六月二十八日勅令第百八十九號)

明治四十四年法律第四十五號ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

○明治四十四年法律第四十五號ヲ樺太ニ施行スルノ件

(昭和六年十月三日勅令第百五十二號)

骨牌税法及明治四十四年法律第四十五號ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ樺太ニ施行ス

○砂糖消費税織物消費税等ノ徵收ニ關スル件

(明治四十四年六月十六日勅令第百八十六號)

改正 大正九年十二月二十八日勅令第百九十號

第一條 (砂糖消費税法施行規則) 織物消費税法施行規則又ハ(石油消費税法施行規則)ニ於テ税關

又ハ保税倉庫トアルハ關税法ニ於テ稱スル保税地域ヲ謂フ

第二條 明治四十四年法律第四十五號第三條ノ規定ニ依リ徵收スル税金ハ關稅ヲ徵收スルトキ税關

之ヲ徵收ス

骨牌税金ノ徵收ニ付テハ骨牌税法第五條ノ規定ヲ適用セス

第三條 關税法ニ依リ砂糖、糖蜜、糖水、織物、(石油)又ハ骨牌ヲ運送セムトスルトキハ砂糖、糖

蜜、糖水ノ種別及數量、織物ノ價格又ハ(石油)、骨牌ノ數量ヲ記載シタル書面ヲ税關ニ提出スヘ

シ但シ關税法ニ依リ提出スヘキ運送申告書ニ依リ明瞭ナル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(大正九年勅令第百九十號本條改正)

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ税關ニ提出ス

ヘシ

登録國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録済通知書ヲ税關ニ提出スヘシ乙

種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提供スヘシ

第五條 (大正九年勅令第百九十號刪除)

第六條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ貨物運送先ニ到達シタルトキ、税金納付済ニ至リタルトキ

又ハ税金納付ノ義務ナキニ至リタルトキハ税關ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ税金ヲ納付セサルトキハ擔保物ヲ以テ之ニ充

ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ(大正九年勅

令第十號)

砂糖税 砂糖消費税織物消費税等ノ徵收ニ關スル件

四五三

砂糖税 砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關ルス件

四五四

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

附則

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(大正九年勅令第五百九十號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ税關ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

織
物
稅

◎織物税

○織物消費税法

(明治四十三年三月二十五日法律第七號)

改正

大正八年三月三十一日法律第三十三號

同 十一年三月二十八日法律第十七號

同 十五年三月二十七日法律第二十二號

昭和六年四月一日法律第四十九號

第一條

織物ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル織物ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ス(大正十五年法律第
二十二號但書追加)
昭和六年法律第
四十九號改正)

一 綿織物

二 麻又ハ麻ト綿トヲ以テ組成シ其ノ麻ノ單絲カ英式番手四十二番ヲ超エサル織物

三 經絲ニ綿絲ノミヲ用キ緯絲ニ左ニ掲クル絲ノミヲ用キタル織物但シ「バイル」組織ノ織物ヲ除

ク

イ 紡毛絲

ロ 命令ヲ以テ紡毛絲ト看做シタル絲

ハ 紡毛絲及命令ヲ以テ紡毛絲ト看做シタル絲

ニ 綿絲及イ、ロ又ハハニ掲クル絲

第一條ノ二 前條ニ於テ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿、絹紡絲、芭蕉絲其ノ他

織物税 織物消費税法

命令ヲ以テ定ムル原料ヲ以テ組成スル織物ヲ謂フ(大正十五年法律第(四十九號修正) 昭和六年法律第(二十二號本條追加) 四十九號修正)

第二條 消費稅ノ稅率ハ織物ノ價格百分ノ九トス(昭和六年法律第(四十九號修正) 四十九號修正)

第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ免除ス

一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物

二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物

消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第四條 消費稅ハ製造場、〔稅關又ハ保稅倉庫〕ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費稅ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス

印紙ヲ貼用スル場合ニ於テ消費稅額一錢未滿ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス

第五條 消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以内消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第六條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クルコトヲ得

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ルトコトヲ得

一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ他ノ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ

二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

三 一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條 消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費稅ノ徵收ヲ爲サス

第九條 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外製造場、〔稅關又ハ保稅倉庫〕ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス

織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ依ル價格ト前項ノ決定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額ニ對スル消費稅ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ製造場、〔稅關又ハ保稅倉

庫〕ヨリ織物ヲ引取ルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス

織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ依ル價格ト前項ノ決定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額ニ對スル消費稅ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ製造場、〔稅關又ハ保稅倉

庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ織物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス

第十二條 織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得織物ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造場トヲ區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條 收税官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入り織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

收税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條 收税官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收税官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費税ヲ徴收ス但シ消費税四圓未満ナルトキハ罰金額ハ二十圓トス

一 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クノ外政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ

二 外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲消費税ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

三 消費税納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ

四 第七條ニ依リ引取リタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セザルトキ

五 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル

一 第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 織物製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

三 命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セス又ハ印紙ヲ貼用セザルトキ

四 收税官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四十八條

第二項ノ例ヲ用キス

第二十條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ヲ處罰ス

第二十二條 政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得(大正八年法律第三十三號本條追加)

前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得(大正十一年法律第十七號本條修正)

第二十三條 第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條第二號第四號及第十九條乃至第二十一條ノ規定ハ第一條但書ノ織物ニモ之ヲ適用ス(大正十五年法律第四十九號修正) 政府ニ申告セスシテ第一條但書ノ織物ヲ製造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(昭和六年法律第十九號修正)

附則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本

法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附則 (大正八年法律第三十三號)

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年法律第十七號)

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年法律第二十二號)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ

三 本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ

四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

消費稅ヲ納付シタル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモノ

織物消費稅法第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

附則 (昭和六年法律第四十九號修正)

本法ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

織物税 織物消費税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 織物消費税法ヲ樺太ニ施行スルノ件

四六二

- 左ニ掲クル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ
 - 二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ第七條ノ規定ニ依リテ消費税ヲ納付セシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ
 - 三 本法施行前消費税ノ徴收ヲ猶豫シタルモノ
 - 四 本法施行前消費税ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ
- 本法施行前消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタル場合ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ交付スル金額ハ消費税額ノ十分ノ九ニ相當スル金額トス但シ第一條但書ノ改正規定ニ依リ消費税ヲ課セサルコトト爲リタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

○織物消費税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件(明治四十三年三月三十一日勅令第百八十七號)

織物消費税法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

○織物消費税法ヲ樺太ニ施行スルノ件(明治四十三年四月十五日勅令第百二十五號)

織物消費税法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

前項ノ法律施行ニ關スル事務ハ樺太廳支廳之ヲ行フ但シ税關又ハ保税倉庫ヨリ引取ララルル織物ニ關

シテハ税關ニ委託シテ之ヲ行ハシム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

本勅令ハ大正九年五月三日勅令第一二四號樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件(同日ヨリ施行)ニテ廢止セラレタルモ同勅令第十條ニ左ノ規定存スルヲ以テ織物消費税法ヲ樺太ニ施行スルコトヲ廢止セラレタルモノニアラス

第十條 砂糖消費税法及織物消費税法ノ施行ニ關スル事務ハ樺太廳支廳之ヲ行フ但シ税關又ハ保税倉庫ヨリ引取ララルル砂糖及織物ニ關シテハ税關ニ委託シテ之ヲ行ハシム

○織物消費税法施行規則 (明治四十三年三月二十九日勅令第百八十五號)

- 改正
- | |
|---------------------|
| 大正八年三月三十一日勅令第四十五號 |
| 同 十年十二月二十八日勅令第百八十五號 |
| 同 十一年三月二十八日勅令第五十號 |
| 同 十一年三月三十一日勅令第百七十七號 |
| 同 十五年三月三十一日勅令第三十八號 |
| 昭和六年六月十一日勅令第百二十九號 |

第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

織物税 織物消費税法施行規則

四六三

第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ織物消費稅法第一條第一號ノ織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合、同第二號ノ織物ニ付テハ其ノ織物ヲ組成スル麻ノ單絲ノ英式番手、同第三號ノ織物ニ付テハ其ノ織物ヲ組成スル緯絲ノ原料及織物ノ組織ヲ併セ申告スヘシ(大正十五年勅令第百三十八號但書追加) (昭和六年勅令第百二十九號但書改正)

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條 製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ一製造場ト認ムルコトヲ得

第四條 所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ニ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械

ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條 織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條 織物製造者期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條 第二條若ハ前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ第四條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ

目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條 織物製造業又ハ販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物製造業又ハ販賣業ヲ讓渡シタル者ハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條 織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ム

トスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ但シ輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ承認ノ省略ヲ爲スコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ其ノ消費稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ消費稅ヲ納付シタルコトノ證據ヲ具シ輸出港稅關ニ、其ノ郵便ニ依リ輸出シタル場合ニ於テハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際豫メ輸出港稅關ニ其ノ旨申告スヘシ但シ郵便ニ依リ輸出スルモノハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ

輸出シタル場合ニ於テ消費稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルコトノ證據ヲ具シ之ヲ所轄稅務署ニ申請スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ消費稅ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

第十三條 織物製造者自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル場合ニ於テハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リ織物ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 織物消費稅法第九條第一項ニ依ル價格ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條 織物消費稅法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ織物ニ印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代ヘムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十七條 織物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ織物ニ其ノ價格及製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ相當印紙ヲ貼用シ織物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ織物ニ縫着シ紙片ニ價格及住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十八條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物ニ納稅濟證印ノ捺印ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テ

ハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫着シタル紙片ニ納稅濟ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼用シ又ハ納稅濟ノ證印ヲ捺捺スヘシ

前項ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケタル織物ニ加工セムトスル場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ加工後更ニ納稅濟證印ノ捺捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ請求スルコトヲ得

第十九條 日本銀行ノ本店、支店若ハ代理店ノ所在地外又ハ日本銀行營業時間後ニ於テハ收稅官吏ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得(大正十一年勅令第百七十七號改正)

第二十條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(大正九年勅令第五百八十五號本條改正)金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第二十一條 (同上)

第二十二條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條 消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス(同上改正)

第二十四條 織物製造者又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル種類、數量及製造ノ日

四 他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十五條 織物販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル種類、數量、價額、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十六條 本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看

ル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看

做ス

第二十七條 收稅官吏ハ織物ノ製造者、販賣者又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製

造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十八條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ〔稅關又ハ保稅倉庫〕ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關

之ヲ行フ

第二十九條 織物消費税法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ織物組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得(大正八年勅令第四十五號本條追加)

前項ノ織物組合ニ對シテハ左ノ二期ニ分チ毎期間内ニ於テ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シ

タル織物ノ課稅價額ノ千分ノ一ニ相當スル金額及其ノ點數每五百點ニ付一圓ノ割合ヲ以テ計算シ

タル金額ノ交付金ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五百點未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五百點トシテ計算ス

(大正十一年勅令第五十號本條改正)

前期 其ノ年四月ヨリ同九月迄

後期 其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

前項ノ規定ニ依ル點數ノ計算方法ニ付テハ幅及長サノ長短ニ拘ラス一個又ハ一續ノ織物ニシテ之ニ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クルモノヲ一點トス但シ數個又ハ數續ノ織物ヲ一括

シ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ一括毎ニ之ヲ一點トス(同上)

織物組合カ一集合査定場ニ於テ一年度間毎月少クトモ六回以上織物消費稅査定ノ爲査定場ノ開設

ヲ爲シタル場合ニ於テ當該査定場ノ取扱ニ係ル織物ニ付第二項ノ規定ニ依リ計算シタル一年度ノ

交付金額カ百圓ニ滿タサルトキハ該査定場ニ對スル後期交付金トシテ前期交付金ト合シテ百圓ニ

滿ツル迄ノ金額ヲ交付ス(土)

第三十條 前條ノ織物組合同條第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得(大正八年勅令第百一十五號追加)

第三十一條 織物消費税法第一條ノ二ノ規定ニ依リ綿織物ノ原料ヲ定ムルコト左ノ如シ(大正十五年勅令第百二十九號改正)

- 一 黃麻
- 二 葛
- 三 藤
- 四 檜
- 五 楮
- 六 鳳梨
- 七 科
- 八 竹
- 九 紙
- 十 襪

第三十二條 左ニ掲クル絲ハ織物消費税法第一條第三號ノ規定ニ依リ紡毛絲ト看做ス(昭和六年勅令第百二十九號本條追加)

- 一 綿毛混紡絲
- 二 毛麻混紡絲
- 三 綿毛麻混紡絲
- 四 人造絹ト毛、綿又ハ麻トノ混紡絲

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別税法施行規則ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附則 (大正八年勅令第百四十五號)

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正九年勅令第百八十五號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

附則 (大正十一年勅令第百五十號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

織物税 織物消費税法施行規則

織物税 織物消費税法施行規則

四七二

附 則 (大正十一年勅令第百七十七號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十五年勅令第百三十八號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ綿織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ組成原料(織物消費税法第一條ノ二第一項ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合)ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則 (昭和六年勅令第百二十九號)

本令ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ昭和六年法律第四十九號織物消費税法中改正法律第一條但書ノ規定ニ依リ新ニ消費稅ヲ課セサルコトト爲リタル織物ヲ製造スルモノハ本令施行後一月以内ニ第二條第一項但書ノ改正規定ニ規定スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

取引所税

◎取引所税

○取引所税法(大正三年三月三十一日法律第二十三號)

改正 大正十一年四月二十日法律第六十一號
昭和六年三月二十八日法律第十四號

第一條 取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス

第二條 取引所ハ毎月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條 取引所營業稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス

第五條 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス(昭和六年法律第十四號改正)

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ〇・六

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

四七四

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・五
 乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

第三種 商品ノ賣買取引

甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・二五
 乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス(大正十一年法律第六十一號改正)

第六條 (同上)

第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引税ヲ課セス(同上)

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引税ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス(同上)

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ(同上)

第十條 政府ハ取引税ノ納税告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ

シ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ(同上)

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課税標準額ノ申告及取引税ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ(同上)

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引税ニ付之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得(同上)

第十三條 取引所ハ賣買手数料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(同上)

第十四條 收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手数料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得(同上)

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ

其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(上同)

第十七條 取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス(上同)

第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引税ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル稅額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス(同上ヲ以テ追加)

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税スルニ至ラシメタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ税金二十圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(上同)

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス(上同)

一 取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタル

トキ

二 賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三 收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ユス

第二十一條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理入、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス(上同)

第二十二條 北海道府縣及市町村ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス(昭和六年法律第十四號改正)

附則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徴收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

取引所税 取引所税法施行規則

四七八

附則 (大正十一年法律第六十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年八月二十三日勅令第三百八十八號ヲ以テ大正十一年九月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭和六年法律第十四號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○取引所税法施行規則(大正三年七月六日大藏省令第十三號)

改正 大正十一年八月二十三日省令第五十一號

第一條 取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以内ニ所轄

稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルト

キ亦同シ(大正十一年省令第五十一號改正)

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ

第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條 取引所ハ取引所税法第二條ニ依ル取引所營業稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第三條ノ一 支所ヲ設ケル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅

務署ニ之ヲ爲スヘシ(大正十一年省令第五十一號追加)

第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員ト爲リタル者ハ其ノ住所、氏名又

ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄ス

ル稅務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ

所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申

告ヲ爲スヘシ(大正十一年省令第五十一號改正)

第五條 取引所税法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出ス

ヘシ(大正十一年省令第五十一號改正)

附則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又

ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附則 (大正十一年省令第五十一號)

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタ

ルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

取引所税 取引所税法施行規則

四七九

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル届出ト看做ス

○取引所法 (抄録) (明治二十六年三月四日法律第五號)

第一章 取引所ノ設立

第一條 賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ數種ノ物件ノ取引所ヲ設立スルコトヲ得

第二條 同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條 取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條 株式會社組織ノ取引所ハ他ノ株式會社組織ノ取引所ヲ合併スル場合ニ限り政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區内ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條ノ二 有價證券ヲ賣買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第二章 取引所ノ組織

第五條 取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト

爲スコトヲ得

第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受ケヘシ

第十一條ノ四 會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハスニ以上ノ場所ヲ以テ同一取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得但シ會員又ハ取引員ニシテ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條 取引員ハ其ノ免許ヲ受ケタルトキハ免許料ヲ納ムヘシ免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第十四條 會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以內ノ過怠金ヲ科シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得

第十五條ノ二 取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三 取引員ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ、解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許カ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脱退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第十八條 取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ三箇月、米ニ在リテハ三箇月、蠶絲ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ賣買取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十六條ノ二 差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第二十七條 農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 取引所ノ解散
- 二 取引所ノ停止
- 三 取引所一部ノ停止若ハ禁止
- 四 役員ノ解職
- 五 會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第三十二條 第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者

二 取引所ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者

三 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虚偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

四 免許ヲ受ケスシテ取引所ヲ設立シタル者又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

第三十二條ノ五 取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六 會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

○取引所令(抄録)

(大正十一年七月三十一日勅令第三百五十三號)

第八條 賣買取引ノ期限ハ棉花、綿絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、豆類、馬鈴薯澱粉、砂糖、肥料(鍊肥料ヲ除ク)又ハ人造絹絲ニ在リテハ六箇月、雜穀(豆類ヲ除ク)又ハ鍊肥料ニ在リテハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 賣買取引ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及清算市場ニ於ケル賣買取引ノ二種トス

第十條 實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限り受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以内ニカ繰延ヲ爲スコトヲ得

第十五條 清算市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テノ單位ニ關シテハ地方ノ狀況ニ依リ特別ノ必要アル場合及銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル賣買取引ニ限り此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十六條 受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ニ關スル業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ
受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ
受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

○取引所法施行規則（抄録）（大正三年六月二十九日農商務省令第十六號）

第十六條 取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第十八條 賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス

取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ毎日市場ニ公示スヘシ

取引所ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セサルコトヲ得

第二十二條 取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

- 一 相場表
 - 二 賣買高表
 - 三 毎期ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書
 - 四 毎期末日現在株主及其ノ持株
 - 五 毎期末日現在取引員又ハ會員表
- 前項第一號及第二號ノ書類ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲ス清算市場ニ於ケル賣買取引ニ付テハ毎月末日其ノ他ノ賣買取引ニ付テハ每受渡期日ニ之ヲ作成スヘシ

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ商工大臣ニ報告スヘシ
十 會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタルトキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ

印

紙

稅

◎印紙稅

○印紙稅法(明治三十二年三月十日法律第五十四號)

- 改正
- 明治三十四年四月 四 日法律第十六號
 - 同 四十年三月二十九日法律第二十七號
 - 同 四十二年五月十七日法律第四十二號
 - 同 四十三年三月二十五日法律第四十四號
 - 同 四十四年三月二十八日法律第四十一號
 - 大正十一年四月十八日法律第四十七號
 - 同 十二年三月二十七日法律第十二號
 - 同 十四年三月三十日法律第二十二號
 - 昭和二年三月二十九日法律第七號
 - 同 六年四月一日法律第五十二號(自動車交通事業法)
 - 同 七年九月六日法律第二十五號(商業組合法)
 - 同 八年三月二十九日法律第三十三號(漁業法)

第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條 削除(昭和二年法律第七號)

印紙稅 印紙稅法

第三條 削除(大正十二年法律第十二號)

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ(昭和二年法律第七號改正)

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團
又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書(昭和六年法律第五號
自動車交通事業法ニ依リ改正) 記載金高五十圓以下ノモノ 二錢
- 二 消費貸借ニ關スル證書 同 百圓以下ノモノ 三錢
- 三 請負ニ關スル證書 同 五百圓以下ノモノ 十錢
- 四 運送ニ關スル證書 同 千圓以下ノモノ 二十錢
- 五 備船契約書 同 一萬圓以下ノモノ 五十錢
- 六 委任狀 同 一萬圓ヲ超ユルモノ 一圓
- 七 約束手形 同 記載金高ナキモノ 三錢
- 八 爲替手形 同 二錢
- 九 銀行預金證書
- 十 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書
- 十一 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會

合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ發スル出資證書(昭和七年法律第二十五號)
昭和八年法律第三十三號
商會組合法ニ依リ改正 鹽業法ニ依リ改正

- 十二 船荷證券
- 十三 運送貨物引換證
- 十四 倉庫證券
- 十五 保險證券
- 十六 株券
- 十七 債券
- 十八 相互保險會社ノ發スル基金證券
- 十九 株式申込證
- 二十 社債申込證
- 二十一 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
- 二十二 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
- 二十三 信託行爲ニ關スル證書
- 二十四 無盡ニ關スル證書
- 二十五 定款又ハ組合契約書

- 二十六 権利ノ變更ニ關スル證書
 - 二十七 追認又ハ承認ニ關スル證書
 - 二十八 物品切手
 - 二十九 受取書
 - 三十 質權、抵當權ニ關スル證書
 - 三十一 前各號以外ノ證書
 - 三十二 預金通帳
 - 三十三 前號以外ノ通帳
 - 三十四 判取帳
- 證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出ス
ルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス
- 第五條** 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス
- 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
 - 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
 - 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
 - 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳若ハ公署ニ提出スル證書(大正十二年法律第十二號改正)
 - 五 小切手

五錢

五十錢

- 六 産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券(大正十二年法律第十二號改正)
- 七 記載金高十圓未満ノ約束手形及爲替手形(大正十二年法律第十二號改正)
- 八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(貯蓄銀行法第一條ノ貯蓄又ハ積金ニ付發スルモノニ關ル)(同上追加)(昭和二年法律第七號改正)
- 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ(同上追加)
- 十 記載金高一圓未満ノ物品切手(明治四十三年法律第十四號追加)
- 十一 賣買仕切書(明治四十四年法律)(大正十二年法律)(昭和二年法律)(第七號改正)
- 十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書(大正十二年法律)(昭和二年法律)(第七號改正)
- 十三 送狀(明治四十四年法律)(大正十二年法律)(昭和二年法律)(第七號改正)
- 十四 記載金高十圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書(明治四十四年法律)(大正十二年法律)(第十二號改正)
- 十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書(大正十二年法律第十二號改正)
- 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書(同上)
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書(同上)
- 十八 手形ノ引受及保證(同上)
- 十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書(同上)
- 二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本(同上)
- 二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券(昭和二年法律第七號追加)

- 二十二 質札又ハ質物通帳(質屋業者ノ發スルモノニ限ル)同上
- 二十三 勤務通帳(同上)
- 二十四 乘車券、乗船券又ハ各種入場券(同上)
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未滿ノモノ(同上)
- 第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(明治三十四年法律第十六號改正)
- 第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス
- 第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ內國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ
- 第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ
- 第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ(昭和二年法律第七號改正)
- 第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス(大正十二年法律第十二號改正)
- 第十二條 第十條ノ檢査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス(明治四十三年法律第十四號改正)

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス(大正十二年法律第十二號改正)

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス(大正十二年法律第十二號改正)

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス(大正十二年法律第十二號追加)

附則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ稅金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十年法律第二十七號)

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

印紙税 印紙税法

附則 (明治四十四年法律第四十一號)

本法ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年法律第四十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(未施行ノ條大正十二年法律第十二號改正)

附則 (大正十二年法律第十二號)

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (大正十四年法律第二十二號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年八月二十八日勅令第二百六十號ヲ以テ大正十四年九月一日ヨリ施行)

附則 (昭和二年法律第七號)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭和六年法律第五十二號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年九月二十五日勅令第二百五十號ヲ以テ昭和八年十月一日ヨリ施行)

附則 (昭和七年法律第二十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和七年九月三十日勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和七年十月一日ヨリ施行)

附則 (昭和八年法律第三十三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年七月二十五日勅令第二百三十三號ヲ以テ昭和九年八月一日ヨリ施行)

○印紙税法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (大正五年五月十五日勅令第二百二十九號)

印紙税法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○印紙税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (大正十一年十二月二十九日勅令第五百二十一號)

(實屋取締法外十六件施行ニ關スル件抄録)

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

印紙税法

附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

印紙税 印紙税法ヲ樺太ニ施行スルノ件 印紙税法ヲ臺灣ニ施行スルノ件

○朝鮮印紙税令(抄錄) (大正八年三月二十七日制令第六號)

第一條 證書、帳簿ヲ作成スル者ハ本令ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ
印紙税ニ關シテハ印紙税法ニ依ル

○保管金規則(抄錄) (明治二十三年一月七日法律第一號)

第四條 保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ(證券印税)ヲ納ムルニ及ハス

○國稅徵收法(抄錄) (明治三十年三月二十九日法律第二十一號)

第二十二條 第二項

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

○郵便爲替法(抄錄) (明治三十三年三月十三日法律第五十五號)

第六條 郵便爲替ニ關スル書類ニ付テハ印紙税ヲ課セス

○間接國稅犯則者處分法(抄錄) (明治三十三年三月十七日法律第六十七號)

第七條 第二項

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

○貯蓄債券法(抄錄) (明治三十七年四月一日法律第十八號)

第六條 貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙税ヲ免除ス

○郵便貯金法(抄錄) (明治三十八年二月十六日法律第二十三號)

第十七條 郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○簡易生命保險法(抄錄) (大正五年七月十日法律第四十二號)

第三十二條 簡易生命保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○健康保險法(抄錄) (大正十一年四月二十二日法律第七十號)

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○產業組合中央金庫法(抄錄) (大正十二年四月六日法律第四十二號)

第八條 第二項

登録税法及印紙税法中產業組合聯合會ニ關スル規定ハ產業組合中央金庫ニ之ヲ準用ス

○復興貯蓄債券法(抄錄) (大正十三年七月二十二日法律第十五號)

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ課セス

○郵便年金法(抄錄) (大正十五年三月三十日法律第三十九號)

印紙税 貯蓄債券法 郵便貯金法 簡易生命保險法 健康保險法 產業組
合中央金庫法 復興貯蓄債券法 郵便年金法 四九七

第二十一條 郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○家畜保險法(抄録) (昭和四年三月二十七日法律第十九號)

第十條 本法ニ依ル家畜保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

第九十九條 本法ニ依ル家畜再保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○勞働者災害扶助責任保險法(抄録) (昭和六年四月二日法律第五十五號)

第十一條 本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○税印押捺請求方ニ關スル件(明治三十二年三月十一日大藏省令第五號)

- 改正
- 明治三十四年八月三日 大藏省令第十六號
 - 同 三十五年一月六日 第二十八號
 - 同 三十六年二月十二日 第五號
 - 同 三十六年四月九日 第十一號
 - 同 三十六年五月二十五日 第十三號
 - 同 三十六年七月二十一日 第二十號
 - 同 三十六年九月十四日 第二十二號
 - 同 三十六年十一月二日 第三十一號

- 同 三十七年六月六日 第二十三號
- 同 四十二年十月二十三日 第五十號
- 大正 二年六月十三日 第十五號
- 同 十一年三月一日 第十七號
- 同 十五年十一月九日 第四十六號
- 昭和 二年八月五日 第二十二號

印紙税法第六條ニ依リ税印ノ押捺ヲ求メムトスル者ハ適宜ノ稅務署ニ申出税金ヲ納付シ其ノ領收書又ハ稅務署ノ納稅濟證明書ヲ添へ用紙ト共ニ請求書ヲ札幌、東京、大阪、名古屋、仙臺、廣島、熊本各稅監務督局又ハ函館、小樽、上京、橫濱、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、静岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、鹿兒島稅務署ニ提出スヘシ

税印押捺請求者ハ口頭ヲ以テ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得
税印押捺請求者用紙返送ニ要スル郵便料金ニ相當スル郵便切手ヲ併セ提出スルトキハ稅務監督局又ハ稅務署ハ税印押捺ノ上郵便ヲ以テ用紙ノ返送ヲ爲スヘシ

○税印押捺請求書記載方ノ件(明治三十四年五月十四日大藏省告示第二十一號)

明治三十二年省令第五號ニ據リ提出スル税印押捺請求書ニハ其ノ證書用紙ノ價格ヲ記載ス可シ

○稅印押捺用紙損傷又ハ汚染ノ場合ニ於ケル取

扱方ノ件

(明治三十九年九月二十日大藏省令第四十一號)

印紙稅法第六條ニ依リ稅印押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ證書又ハ帳簿調製完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一口十枚以上ニ限り代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得但シ損傷又ハ汚染用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

○印紙模造取締規則

(大正五年七月二十日大藏省令第十八號)

帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ製造、輸入、移入、販賣、頒布又ハ使用スルコトヲ得ス
前項ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ五圓以上ノ科料ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

骨
牌
稅

◎骨牌稅

○骨牌稅法

(明治三十五年四月五日法律第四十四號)

改正 大正十五年三月二十七日法律第二十號

- 第一條** 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ
前項ノ免許ハ骨牌ノ製造ヲ爲サムトスル者ニ在リテハ製造所一箇所毎ニ骨牌ノ販賣ヲ爲サムトスル者ニシテ販賣所ヲ有スル者ニ在リテハ販賣所一箇所毎ニ之ヲ受クヘシ
- 第二條** 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ
- 第三條** 收稅官廳所在地外ニ於テハ政府ハ骨牌製造ノ免許ヲ與ヘス
- 第三條** 削除(大正十五年法律第二十號)
- 第四條** 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ三圓、其ノ他ニ在リテハ五十錢ノ稅ヲ課ス(大正十五年法律第二十號改正)
- 第五條** 骨牌稅ハ骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ
- 第六條** 骨牌ヲ製造シ又ハ輸入シタルトキハ製造後二十四時間内又ハ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取前ニ於テ一組毎ニ包裹ヲ施シ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ
- 第七條** 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ爲スヘシ
- 第八條** 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ骨牌ノ出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第九條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ印紙ヲ爲ササル骨牌ヲ所持スルコトヲ得ス

第十條 相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ之ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販賣所又ハ販賣者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販賣上必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條、第十條、第十五條及第十六條ヲ適用セス

第十三條 削除(大正十五年法律第二十號)

第十四條 免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造ヲ爲シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ販賣ヲ爲シタル者ハ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ讓渡シタルトキハ脫稅高二十倍ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ヲ沒收ス但シ脫稅高二十倍ノ金額十圓ニ達セサルトキハ十圓ノ罰金ニ處ス

第十六條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ所持シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ三百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十七條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者骨牌ノ出入ニ關シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルトキハ三百圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ其ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三百圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ「不論罪」及減輕、「再犯加重、數罪俱發」ノ例ヲ用キス但シ「刑法第七十五條第一項」ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者其ノ責ニ任ス

第二十一條 本法ハ伊呂波加留多、歌加留多及政府ノ認可ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス

第二十二條ノ二 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス(大正十五年法律第二十號追加)

附則

第二十二條 本法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本法施行一年前ヨリ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同一ノ場所ニ於テ引續キ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニハ第二條ヲ適用セス

第二十四條 本法施行前ヨリ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者本法施行ノ日ヨリ七日以内ニ第一條ニ準シ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做サレサル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ廢毀スヘシ

前項ニ違反シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第二十五條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條第五條ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ第六條ノ裝置及第七條ノ消印ヲ爲スヘシ

第二十六條 削除(大正十五年法律第二十號)

附 則 (大正十五年法律第二十號)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ大正十五年分以前ノ免許料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

○骨牌稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (明治三十五年六月十六日勅令第六十一號)

骨牌稅法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス
前項ノ法律ノ施行規則ハ臺灣總督之ヲ定ム

○骨牌稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (昭和六年十月三日勅令第二百五十二號)

骨牌稅法ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ樺太ニ施行ス

○骨牌稅法施行規則 (明治三十五年五月二十三日勅令第一百五十四號)

改正 大正七年九月二十六日勅令第三百五十九號
同 十五年三月三十一日勅令第三十六號

第一條 骨牌ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ免許申請書ヲ製造所所轄稅務署ニ提出スヘシ

骨牌製造者製造所ヲ増設シ又ハ製造スル骨牌ノ種類ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

販賣所ヲ有シテ骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ販賣所ヲ定メ免許申請書ヲ販賣所所轄稅務署ニ提出スヘシ骨牌販賣者販賣所ヲ増設セムトスルトキ亦同シ

第二條 骨牌製造者製造所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ製造所ヲ定メ許可申請書ヲ其ノ所轄稅務署ニ提出スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有スル者販賣所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ販賣所ヲ定メ其ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有セサル者其ノ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨新居所所轄稅務署ニ申

告スヘシ

第三條 骨牌製造業又ハ骨牌販賣業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
骨牌製造業又ハ販賣業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第四條 骨牌製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第五條 骨牌ノ包裹ニ貼用スヘキ印紙ハ收入印紙トス(大正七年勅令第三(百五十九號追加)三十三號條名改正)

第六條 骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸入者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第七條 骨牌製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量及其受入ノ日
 - 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
 - 三 製造シタル骨牌ノ種類、組數及其ノ製造ノ日
 - 四 貼用シタル印紙ノ金額
 - 五 他ニ引渡シタル骨牌ノ種類、組數、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先
- 小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス
- 第八條** 骨牌販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
- 一 引取リタル骨牌ノ種類、組數、價額、引取ノ日及引取先
 - 二 貼用シタル印紙ノ金額

三 販賣シタル骨牌ノ種類、組數、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第三號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第九條 骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造ノ際收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ骨牌ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

前項ノ骨牌ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其ノ骨牌ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第十條 外國輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ承認後六箇月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌製造者又ハ輸出者ハ直ニ包裹ヲ施シ之ニ印紙ヲ貼用シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前項ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸出者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第十一條 見本ニ供スヘキ骨牌ハ收稅官吏ニ申出見本ナルコトヲ明ニスヘキ印章ノ押捺ヲ受クヘシ

第十二條 骨牌稅法第二十一條ニ依リ政府ノ認許ヲ得ムトスル者ハ骨牌ノ雛形及用法ヲ添ヘ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十三條 骨牌製造者製造所所在地ニ現住セサルトキハ骨牌稅ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十五條 本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 骨牌稅法第二十四條第一項ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シテ申告書ヲ提出スヘシ

第十七條 前條ノ申告ヲ爲シタル者骨牌稅法施行ノ際同法第二十五條ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ之ニ第六條ノ記載ヲ爲スヘシ

第十八條 骨牌稅法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ニ付テハ第九條及第十條ヲ準用ス

第十九條 明治三十五年ニ限り免許料ハ七月中ニ之ヲ納ムヘシ

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

附則

(大正七年勅令第三百五十九號)

本令ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第五百五十五號(註、骨牌ニ貼用スヘキ印紙ニ關スル件)ハ之ヲ廢止ス但シ當分ノ内收入印紙ニ代ヘ骨牌印紙ヲ使用スルコトヲ得

附則

(大正十五年勅令第三十六號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮骨牌稅令(抄錄) (昭和六年四月十五日制令第一號)

第一條 骨牌ニハ左ノ割合ニ依リ骨牌稅ヲ課ス

一 麻雀

一組ニ付

三圓

二 前號以外ノ骨牌

紙製ノモノ

一組ニ付

二十錢

紙製ニ非ザルモノ

一組ニ付

五十錢

第十一條 朝鮮外ニ輸移出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第八條、第九條、第十三條乃至第十六條ノ規定ヲ適用セス

第十五條 相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ保稅地域ヨリ引取リタル者ハ脫稅高ノ二十倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 第三條ノ規定ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ施サザル骨牌又ハ第六條ノ裝置ヲ爲サザル骨牌ヲ保稅地域ヨリ引取リタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

第二十二條 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム(昭和六年四月十五日朝鮮總督府令第四十號ヲ以テ昭和六年五月一日ヨリ施行)

○朝鮮出港稅令（抄錄）（大正九年八月制令第二十一號）

改正 昭和六年四月十五日

第一條 朝鮮ヨリ内地、臺灣又ハ樺太ニ移出スル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ出港稅ヲ課ス

一 移出先ニ於テ内國稅ヲ課スル物品但シ砂糖及糖水竝内地、臺灣又ハ樺太ニ輸入スル場合ニ内國稅ヲ課セサル物品ニシテ朝鮮ニ輸入シタルモノヲ除ク

第二條 出港稅ノ稅率ハ左ノ區分ニ依ル

一 前條第一號ノ物品ニ在リテハ移出先ニ於ケル内國稅ノ稅率ト同一ノ稅率

第四條ノ二 骨牌ノ出港稅ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム（昭和六年四月十五日朝鮮總督府令第四十號ヲ以テ昭和六年一月一日ヨリ施行）

狩
獵
稅

◎狩獵稅

○狩獵法(抄錄)

(大正七年四月四日法律第三十二號)

改正 大正十一年四月二十八日法律第七十四號

第三條 狩獵鳥獸ハ狩獵免許ヲ受クルニ非サレハ主務大臣ノ定ムル銃器、網、藜繩、箒、鉤又ハ昆ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ欄、柵其ノ他ノ圍障アル邸宅地域内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ捕獲スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 狩獵免許ハ甲乙ノ二種トシ狩獵免狀ヲ下付ス

甲種狩獵免狀ハ銃器ノ使用以外ノ方法ヲ以テ狩獵ヲ爲ス者ニ、乙種狩獵免狀ハ銃器ヲ使用シテ狩獵ヲ爲ス者ニ之ヲ下付ス

狩獵免狀ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス

(第四項略)

前二項ノ期間内ニ非サレハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 狩獵免許ヲ受クル者ハ甲乙各種ニ付左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ムヘシ(大正十一年法律第七十四號改正)
一等 所得稅二百圓以上ヲ納ムル者又ハ其ノ家族

五十圓

狩獵稅 狩獵法

五一

狩獵稅 狩獵法施行規則

五二二

二等 所得稅ヲ納ムル者又ハ其ノ家族

三十四

三等 一等及二等以外ノ者

十五四

前項ノ免許稅ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附則

第二十七條

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年八月十六日勅令第三百八十二號ヲ以テ大正八年九月一日ヨリ施行)

○狩獵法施行規則(抄録)(大正八年八月十六日農商務省令第二十八號)

第六條 狩獵法第八條第二項ノ收入印紙ハ之ヲ前條ノ願書ニ貼附シ消印ヲ爲サスシテ差出スヘシ

附則

第三十八條 本則ハ狩獵法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス